

参議院法務・労働連合委員会會議録第一号

昭和二十七年五月三十日(金曜日)午前
十時五十三分開会

委員氏名

法務委員

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君 伊藤 修君
加藤 武徳君 左藤 義詮君
玉柳 實君 長谷山行毅君
岡部 常君 中山 福藏君
内村 清次君 吉田 法晴君
片岡 文重君 鬼丸 義齊君
羽仁 五郎君

労働委員

委員長 中村 正雄君
理事 安井 謙君 波多野林一君
上原 正吉君 木村 守江君
九鬼紋十郎君 一松 政二君
高橋龍太郎君 早川 慎一君
菊川 孝夫君 重盛 壽治君
櫻内 辰郎君 堀木 鐵三君
堀 眞琴君

出席者は左の通り。

法務委員

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君 伊藤 修君
一松 定吉君

委員

加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君

労働委員

委員長 中村 正雄君
理事 安井 謙君 波多野林一君

委員

上原 正吉君
九鬼紋十郎君
一松 政二君
菊川 孝夫君
重盛 壽治君
堀木 鐵三君
堀 眞琴君

國務大臣

法務総裁 木村篤太郎君
國家地方警 齋藤 昇君
警察本部長官 龍野喜一郎君
法務府次官 佐藤 達夫君
法制意見長官 高辻 正己君
法務府法制意 見第一局長 西村健次郎君
見第三局長 刑政長官 清原 邦一君
法務府機務局長 岡原 昌男君
法務府特別 審査局長 吉河 光貞君
法務府特別 審査局次長 関 之君
法務府特別 審査局次長 吉橋 敏雄君

法務府行政 小沢 文雄君
訟務局長
事務局側
常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 眞道君
常任委員 眞道君
常任委員 磯部 巖君
常任委員 高戸義太郎君
常任委員 高戸義太郎君

本日開会に付した事件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○伊藤修君委員長席に着く
○委員長代理(伊藤修君) それではこれより法務、労働連合委員会を開きます。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を議題に供します。昨日に引続きまして、三案についての質疑を継続いたします。先ず菊川孝夫君の質疑を許可いたします。

○菊川孝夫君 私は労働委員会に所属しておりますので、主として労働委員会の関係についてお尋ねいたします。労働関係調整法等の一部を改正する法律案、これと今回の破壊活動防止法案とを比較して、この破壊活動防止法案と労働組合といたしまして、この破壊活動防止法案について、この破壊

を持ち、且つ又非常に危険な法律であるという見解を表明いたしておりますので、私たちが労働委員といたしまして特にお尋ねしたい点を本日は法務総裁にお尋ねしたいと存じます。

先ず第一番に本法案を提出しなければならぬという情勢の認識について、実は吉田内閣は余りにも神経過敏になつてゐるのではないかと、思うのであります。或いは又神経過敏を装つて、こういう法律を出そうと、こういうふうにしてお尋ねしようと思はれるのであります。特に戦前にABCDライソンの包囲を理由にして軍備拡張を強行したように、共産主義の恐怖を宣傳して、再軍備の正当性を強調しようとしてゐるのではないかと、思はれるのであります。特審局長はたびたび日共或いは共産系諸団体の暴力主義的な陰謀の暴露を談話で発表されておられますが、そういう陰謀を探知するような能力を持つておられる特審局が日共の幹部の未だに潜行している連中を捕え得ないというのに、それにもかかわらず、こういう計画があるということを非常に探知することは上手であるが、各幹部のあの、野坂さんにいたしましても徳田さんにいたしましてもとにかく特徴のある連中でありまして、特にこういう連中を捕えぬのに陰謀の計画だけはいくらも探知せられる。従つてそこに我々はまあ考えようによりましては、特にこの特審局あたりに情報を提供する連中が故意に情報をでっち上げ

てこれを提供したり売りつけたら、これは過去においてもあつたことで、軍部の情報部あたりへもいろいろな情報を持つて行つて売りつけた。私たちが労働組合運動をやつておりますときに、昨日代々木の本部においてこういう決定をしたというようなことが本場に確かに決定したような報告は毎日ほど入りました。その出るほうは不明でありますが一応尤もらしい情報が入つて入つて来るわけでありまして、で、こういうようなことからいまして、その情報或いは談話等の信憑性についても一応疑問の念を持たざるを得ないのであります。かかる信憑性のない情報或いは情勢判断に基づいて、仮に本法案が成立の時に、これによつて制約を受けるものに極めて重大な影響を及ぼすのであります。この点は私は誠に危険なものであるのじやないか、かように考えるのであります。

そこで当面の責任者である法務総裁から、ここで率直に本法案を提案せざるを得ない情勢について、具体的なことは事実を挙げて一つ御説明を願ひたい。特に本日の新聞におきまして今日日は五・三〇事件だということといろいろな計画があるといふので、警察では金網を張つたような写真も出ておるようなわけでありまして。今日の夕刻からは非常に危い。一応ああいうように新聞が皆でかゝと出ますと、今晚六時過ぎから何か事が起るであろうといふので不安の念が東京都内で起き

て、今日はことによつたら何か起るかも知れんから夕方になつたら早う店でも閉めて外出をせんでおこうという工合で、東京都内で起るというふうなので、ああいうのを発表せられるに当りましては私は慎重を期してもらいたいと思ひます。仮にあの情報が出てしまつたために事が起らなかつたりすると、戦術の転換をしたのだというふうなことになると思ひますが、そういう一連の関連から考えまして、私は具体的にこういふことがあるからして、これを防止しなければならん、こういう根拠を挙げて一つ、ただ単に漠然たる理由ではなしに、具体的なこういふことがあるというのを率直に示して、そうして国民が協力できるように一つお話し願ひたい。それを一つ要求するわけでありませう。

○国務大臣(木村篤太郎君) 先ず第一に情報の点であります。勿論我々治安の任に當つておる者といひましては、あらゆる角度から又あらゆる方面から情報を得てそれを慎重に検討するのであります。情報すべてこれを真実なるものとは決して考へておりませぬ。今菊川委員が仰せになるように、全くのたまためと申しては過言でありませうが根拠のなき或いは根拠の薄い情報をもたすいわけの情報は、その情報果して信用できるかどうかといふことは我々慎重にこれを検討するのであります。そうしてその確実性によつて一般情勢を判断する、これでありませう。今特審局のお話が出ましたが特審局におきまして十分それらの点に考慮いたしましていわけの正確なる情報判断というものをする。その情報の

判断によつて果して確実にどういふ動きをしておるかといふことを又調査しなければならぬ。そこで現実の問題にいたしましてはこれは前からしばしば資料を以て御説明申し上げておる次第でございます。先ず各所に起つておりますが、これはどういふ動きでやつておるかといふことを一連の判断をいたしますと、相当なる危険性があることは事実であります。最近におきましては江戸川区における或る事件につきまして捜査を開始いたしました。相当な資料をここで得られるかと考へております。この間のメーデー事件の事案につきましては只今鋭意検察庁でその背後関係を取調べておる次第であります。我々も実際に検察庁における調べのついでにおる一部についてこれを實際に調査したのであります。その当時のあの群衆の一部が持つておりました、私共がそれを武器と言ひたいものであります。そういうものを見ますと十分に計画的にやつておる、極めて危険性のあるものであることは認められるのであります。その背後関係についても只今申上げましたように鋭意検討中であります。かたゞ我々の得ました資料に基きますと相当危険性があることを認めるに十分なものであります。このまま放置いたしておきまじと日本の治安といふものは到底守ることができない、こう考へております。今日の夕方における彼らの集会に出を見ましても時間的に見ても甚だ危険性がある。今私ははつきりした数字は申上げることができませんが約二万人なんなんとする者が各所において集会の届出をしております。これらも何

を好んで夕方から夜にかけてやる、これなんかもよほど検討しなければならぬ。かたゞこれを菊川委員の仰せになりましたように、放置いたしておきまじと或いは都民に迷惑をかけるというふうな事態を引き起すものがあるかも知れない。これに對しては相當な準備をする必要があることは極めて明瞭である。私は考へております。従ひまして我々治安の任に當る者といひましては、どこまでも暴力的破壊活動については十分なる対処をして行かなければならぬ。而もその破壊活動が大なる組織を以てこれを行われるに於いてはその危険性は極めて重大であります。今日民主平和国家を建設する途上においてさういふことがありまじと我々としてはこれを放置することはいかぬのは当然であります。その意味におきまして極く兇惡なる犯罪を以て規定をしほり上げましてさういふ兇惡なる犯罪行為をあえて犯そうとする団体を規制して行かなければならぬという意味からこの法案を提出したゆゑんであります。他意はないのであります。

○菊川孝夫君 法務總裁の情勢判断もわかりました。私が申上げるのは大規模な大きな力で以てこゝういふ計画をするものを取締らなければならぬ。そういう危険があるというお話でございますが、そういういたしますと何といつてもこれは率直に申しまして原動力になつておると思はれるのは、あなたがたの御判断では地下にもぐつたところの共産党の幹部即ち徳田、野坂さん以下各幹部が裏において糸を引いておるという情勢判断を一応されておるのだらうと思ひます。何と申しまして

その人たちの行動を今日まで随分追ひ廻しておるようで、あそこで会合があつたからといつて新聞に載つていたところかどうもあつた尻切れとんぼになつてしまふ。こういう重要な人物の行方さえもこんな狭い日本ですこでよう捕提し得ないやうな特審局の今の能力で得たところの情報のや、誠に私は信憑性に乏しいのじやないかとこゝういふことを申上げるのであります。果してこれは見方によりまじるとこれら幹部諸君をわざと逃がしておいて、そうしてすでにもうあなたのほうでは十分わかつておりながら、その行動を察知するために或いは情報をつかむためにわざと虎を野に放つておいて、そうしてその虎の行方を常に毎日つかんでおつてやつておるという工合に高等政策に出でられるとするならばお又何をいふべきやであります。けれども、どうもそれだけの能力がありさういふ思ひのないのであります。私らの友人でも今現にあなたがたのほうから手配されておる連中と省線電車の中で会つたといふことを話しておる連中もあるのだらう。私は見たこともございませぬけれどもさういふ話を聞きますし、さういふ話を聞くとさういふふうにして未だにこゝういふ特徴のある人の行方さえもわからぬ、だからして不安だといふので一つの破壊活動防止法案のやうな法律をこしらへる基礎を作るためにわざと虎を野に放つて知らん顔をしておるのじやないかといふ見方もあると思ひますが、一体率直に言ひまして能力がないのか、今の特審局や検察当局ではこの人たちの行方をつかまへるべき能力がないのかどうか、或いは今の機構では不十分であるのか、そのた

めによる捕提できないのかどうか、それともわざと逃がして自由な活動をさせてその行動を監視しておるのかどうか、又不安な情勢を国民に十分印象付けさせるために、つかまへられない、つかまへられないと言つて放つておいてあるものであるかどうか、この点について一つお尋ねしたい。どちらが本當か、どちらにも見ようによつては見られると思うのですが、法務總裁から率直に一つお答え願ひたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 共産党八幹部の逮捕のことについてお話がございましたが、率直に申上げます。何もこれを意味あつて逮捕をゆるめておるわけではないのであります。併しなからこゝういふ人たちの大部分、いわゆるどう申しまじようか、身を隠すといふことは極めて巧妙であります。なかなかそればかりに専門にやつておつても實際の効果は挙げ得られないのであります。

話は余談になりますが、私の経験によつて、曾つて辛亥革命の際に有名な黃興が上海から神戸へ来たのであります。そうしてこれは国際関係もありませぬので、是非に逮捕しなければならぬといふことであるが、手を尽したのであります。それが神戸で姿を隠したまふ一向見当らない。遂に彼はいろ／＼のこゝを以てた挙句の果に又支那に帰つたといふ事実があります。あとで調べますと、これは当時相当有名な人の家にかくまわれておつたといふことであります。まして手を尽してもこれを捕へることができなかつたといふことがありませう。その他の事例も幾つもありません。さういふことでありまして個人が身を隠してそれを逮捕するといふことは

なか／＼容易ではないのであります。今日御出席になつております一松委員のごときもそういう事象について十分私は御存じかと考えております。さうな次第でありまして、この共産党八幹部の逮捕ということについて相当の手を下しておりまして成果は著らん。これは甚だ申しわけない事柄であります。私事案を事実として申上げるのでありまして、捜査の限界もありません。昔のように手の届きかねることも私率直に申上げるまでもないのであります。無理をすること、はできないのであります。さうな次第でありまして、実際に今までのところにおいては、実を挙げ得られない。そうして今後のことはどうかといひますと私は確実な答えはいたしかねますが、併し故意にこの人々を或る種の目的を以てそのまま放置してゐるのではないかと、お尋ねでありまして、それについては私は然らずという事を申上げたい。

○菊川孝夫君 次にそれでは角度を変えて、本法によつて規制しようとするがごとく団体は実在するといひました。これらに属する人たちは極右であると極左であるとを問はず、まあ狂信的であるとか或いは情熱的である、又非常に熱狂的でありまして一種の革命的ヒロイズムというものに生きてゐると思ふのであります。この点については法務総裁も過般どこかの会合の席上で談話で述べたことがあつた。警察官や特務局長は何といつても月給取であるが、共産黨員は革命的な情熱家があるのでもちよつと太刀打ができないというやうな意味の感嘆を洩らしておつたように私も承わ

ます。でこれはその通りだと思ふのであります。率直に申しまして、これはもう古今を通じて通則でありまして明治維新の際にはやがて薩長の浪人に対しても幕吏は手を焼いてゐた。太刀打がでなかつた。又近くは満州事変前後の満州浪人や何かに対してはその当時の官憲であつても手に負えないところがあつたといふことは我々の記憶に新たなところでありまして、それにはやはり時代の風潮としてこれらのものを支持するところの世論の背景があるものであります。先ほども法務総裁が述べられたように、相当有力な人が蔭になつてかまう、或いは情報提供して今幕吏が来たからといふので明治維新あたりは日本の芸者あたりが、当時の世の中としてはとにかく薩長の浪人が今日言うところの破壊活動防止法の適用を受ける人物であります。この連中に対してあらゆる情報を提供したり、かくまつたりしてやつておつたのでありまして、従つて時代の風潮として申しますと、国民の世論といふものはそういう動きを自分ではできないからして他人がやることに對して蔭から、時の権力に対して公然と反発はできないからしてその人々たちを援助することにやつて反発をしようといふ世論が強硬に現れてゐるやうなことも法務総裁おわかりだらうと思ふ。従つてこの権力が腐敗堕落して、世論が、権力と申しますか、まあ権力といふ言葉を使つては障るものとなつたときに、政府に向つてとにかく抗争をして行こう、こゝういふ勢力に對しては国民の或る程度の反発心が世論となつてこゝういふ連中を支持する

というふうな動いて来た場合には、もうどうしてもこれは手のつけやうなことになるだらう。従ひましてこゝういふ破壊活動を防止するのは何と申しましても世論を一つ味方にしなければならぬと思ふのであります。これはもう労働組合にしろその他の諸団体の世論がこゝういふ破壊活動を許さない。そうして若しもこゝういふことをやつたら痛烈に世論の非難を浴びるといふことによつて防止して行くといふことが最も大事なことだと思ふのであります。

ところが一方におきまして、この破壊活動防止法案に對しましては何回も公聴会を参議院におきまして、衆議院におきまして、或いは公式でない公聴会等もいろいろ開かれております。公聴会といひますか意見の発表会等も開かれておりますが、これに對する世論の反響といふものは大分強い。特に治安維持法の復活であるといふ印象を与えるところの世論の反響が極めて強いといふことは法務総裁は率直にお認めにならなければならぬと思ふのであります。そういたしますと、何といつてもこれは暴力主義的な破壊活動を防止する最良の方法は、どうしても納得できるやうな政治が行われなければならぬと思ふのであります。この点につきましては私は非常に遺憾な点があると思ふ。こゝういつた破壊活動の計画が政府並びに特務局長の情報として発表されてゐる同じ新聞の紙上におきまして、高級官僚の汚職事件がこれと同じやうな数量より以上の数量で以て連日新聞で発表されております。でそれらに對する国民の批判といふものは、あれは現われたのは極く氷山の一角で

あつて、その現われないものはこれ以上数十倍、数百倍にでも及んでゐるだらう。一方におきましては高い税金を取立てられる、これに對する不満、その取立てられた、血の出るやうな思いをして納めた税金がこゝうした高級の官僚によつて大分大きな部分が吸い取られるといふやうなことに對する不満、従つて今の政治のやり方に対する

う。政治の要諦は民をして信ぜしめることである。即ち政府は民心を十分に把握して行かなければならぬものと考えております。

自分たちはやるわけには行かないから、こゝういふ世論があるとするならば、これはいくら法律をこしらえても私は極めて困難だと思ふのであります。従ひましてこの点に關しまして、先ず破壊活動防止法案といふやうな法律で以て規制するよりも、いい政治を行うようにすることがこの破壊活動を防止する最良の方法であらう、又こゝういふふうに向ふなければならぬ。私はかやうに考えるのであります。法務総裁はどうか法律をこしらへればこれはやり得るやうに考えておられるやうだがむしろこれは逆効果じやないか。かやうに考えるのですが、この点について一つ法務総裁、今日の新聞を御覧になつても、一方においては公務員の高級官僚の汚職事件がある、一方においては破壊活動の情報が載つてゐるといふやうなことは、将来いくら法律をこしらえても私は困難だと思ふのであります。この点についてむしろ總理大臣にお尋ねしたいのですが、法務総裁として一つ御見解を承りたいと思ひます。

そこで只今の汚職事件の問題であります。これは誠に遺憾と申すよりほかありません。高級の官吏がこゝういふやうなことをやつては民心を把握できないことは当然であります。従ひまして政府におきましてもかやうな汚職事件については徹底的にこれを検査したい。我々檢察庁を奮勵いたしましてかやうな汚職事件についての将来の戒め、或いは警戒といふことを目標にいたしまして捜査をしてゐるものであります。併しながらいづれの社会におきましてもこゝういふやうな行為に出る者を見ましてもこれは大なり小なりあることは事実であります。ただそれがひどくならずと國民は全く政府を信頼することをせないので、何とかこれに對して対処しなければならぬといふ考えを持つのは当然であります。我々いたしましては申上げました通り十分これらの点について檢察庁を奮勵いたしまして対処してゐるのであります。

併しながらひるがへつてこの法案を提出いたしました理由は、國家の基本秩序を破壊しようとするやうな、而も兇惡なる暴力を以て破壊するやうな団体を規制し、又その行為を刑罰によつて補正しようとする考えであります。先日來からしむ／＼私が申上げましたやうに、この法案一つで以て治安を確保しようといふやうな考えは毛頭ありません。今吉川委員の仰せになりましたやうに、一面においてあらゆる施策

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はこう考へております。昔の哲人は、民をして信ぜしむ、誠に名言であると思

ります。ところでその全部の設例をこ
こで想定いたしますことはなく、困
難なことでありますので、一、二各事
項につきまして私どもが想定したこと
を御説明いたしたいと思います。

先ず第四條第一項第一号であります
が、これは条文といたしましては、
当該団体の暴力主義的破壊活動が集團
の示威運動であるとか、或いは集團の
行進、又は公開の集会というようなも
ので先に行われたときに、それによ
つて、又は継続又は反復してそれを行
う虞れがある場合にそれらの行為を禁
止することに相成つておるのでありま
す。そこでどういふ場合に然らばこれ
らの脱法行為が相成るかということに
なるのでありますが、これは例えて
申上げますならば、さような活動を禁
止せられてゐるここに団体があるとい
たしまして、その団体が団体の役員
又は構成員が自分のところではそれを
全部禁止されているから何かこれに代
る方法はないかというやうな意図の下
に、他の或る団体の或る集会などを利
用いたしまして、全部の多数個人のも
の多数個人の資格で参加し、示威行
進その他によりましておのずから当該
団体が当該禁止行為を行なつたと同じ
効果をそこに挙げる全く換骨奪胎で同
じ効果を挙げる、かような場合は第一
号の設例になるのではなからうかと考
えております。

第二号におきましては機関誌紙の場
合であります。これはやはり機関誌
紙が禁止されておりますのにそれを
免れる目的で、或る団体の機関誌
紙の編集の実権を自分が掌握いたしま
して、そうして前と同じやうな傾向、
目的を持った機関誌紙をそこに発行す
るというやうなことが第二号の設例に
なるのではないかと思ふのでありま
す。

又第八條の脱法行為であります。こ
れは要するに第二の見せかけの脱法
的な団体、内容と目的と構成その他が
非常に類似する全く見せかけの第二の
団体を作るといふやうなことが第八條
の設例になるかと思ふのであります。

○委員長代理(伊藤修君) 菊川君にお
諮りいたしますが、今衆議院の地方行
政委員会において集團示威の取締法案
の提案理由を説明しなきやならんので
法務総裁は十分間ほど時間を頂きたい
というので……。

○菊川孝夫君 その間事務当局に伺い
ますから……。

○委員長代理(伊藤修君) よろしくご
ざいます。

○菊川孝夫君 それでは事務的に一つ
お尋ねしたいと思ふますが、第二條に
おきまして、日本国憲法の保障する国
民の自由と権利を、不当に制限するよ
うなことがあつてはならない」とか、
或いは労働組合の正当な活動を制限
し、これに介入することがあつてはな
らない、こういう規定がありますが、
これはほかの委員のかたがお尋ねにな
つたかも知れないがまだ議事録も頂い
ておりませんので重ねてお尋ねしたい
と思ふますが、これは不当に制限した
り又は不当な介入をされたかと判断した
場合に、これに對して救済の方法とい
ふものはないわけでありませう。我々は
不当に介入された、不当に制限を受け
たと解した場合に、一裁判所にこれ
は提起して裁判問題として争つて對抗
するか。ほかにこの法律でもつと敏速に

しなければ、解散命令を受けてしまつ
てからこれは裁判にかかつて一年も半
年も争われるといふのではこれはとて
も実質上第二條は何ら意味をなさな
いことにならぬと思ふので、これは我々
法律的な何はわかりませんが、労働組合あたり
にお尋ねするのだが、労働組合あたり
は介入されたといふことを自分が解釈
して第二條をたてて争ひを争ひをした
場合に、どういふふうにしてこれをや
ればいゝのでございませうか。それを一
番敏捷な早くやり得る方法を一つお教
え願ひたいと思ひますが、具体的な例
をいたしまして例へば大会を開くとか
中央委員会を開いて調査官が出て来
て、それでどうもこれは不当な干渉だ
と、あまりうるさく尋ねられると別に
破壊活動を論議するわけでも何でもない
、賃金問題を論議したり或いは国際
情勢を論議したりしてゐるのに、一々
メモをとられたり、そうして秘密会を
開くのだから出てもらおうとしてもな
かなかその調査官が証明書を提示しな
い、これに應じないといふやうなことがあ
つた場合に、それは不当な介入だと私
は思われるわけでありませうが、或いは
この機関誌の発行等についていたしまし
ても、こういうことはあり得ると思ふのであ
りますか、そういう場合に一体どうし
てこれに對抗するのだ、對抗する一番
近道、早くそれが解決される方法を特
に一つ今日は法務府の事務当局の大家
がおいでになつておられますのでお教え
願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) それじや私
から便宜上お答え申し上げます。

御承知のように刑法の第百九十三條
でございませうが公務員の職権濫用の罪
というものが規定してございませう。こ
れは「公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義
務ナキ事ヲ行ハシメ」云々といふこと
でございまして、これに該当する、お
のづからこの第二條に違反します場合
はこれに該当する行為であるといふこ
とになるわけでありませう。その場合に
おきましては、その当該関係のかたか
らその処罰を求めてこの告訴或いは告
発という手続をおとりになります。す
ば、そのほうの公務員に対する処罰の
手続はそのまま独自に進行するわけ
であります。

それからなお申すまでもございませ
うが、公務員法等におきまして、公務
員の懲戒の規定がございませうからして
その懲戒の発動をお求めになるといふ
途も勿論あるわけでありませう。まあ
りあえざる方法としてはさういふよう
な二つの方法があるものであります。

○菊川孝夫君 そういたしますと、第
四條によつて公安審査委員会におきま
して決定をされまして、六カ月間停止
或いは六カ月間の禁止をされるという
やうな処分を受けてしまつた、ところが
これが誤解であつてさういふことが
事実計画も何もしておらない、又調査
官の調査したやうな資料とは全く反対
の場合もこれはあり得ると思ふのであ
りますか、これは裁判でさへも第一審
において有罪になつたものが第二審に
おいて無罪になつたものもいくらかある
のでありますからして、これはさうい
ういふ微妙な運動になつて参ります
と、これは見解というものはそれな
う違ひのでありますからもう必ず対立す
ることになると思ひます。その場
合にもう六カ月間停止をされてしまつ
てさういふ処分を受けてしまつたとい

うものは社会的信用等についても非常
な打撃だと思ひます。さういふことにな
つたら、あれは危険だ、今はさういふや
なつてもちよつと批判的、ときの政府に對
して批判的な者に対してはさうに容共
だ何だといつて赤紙をはつてしまふ、
これは非常な、赤紙をはつて参り去らう
といふやうな動きは私は極めて危険だ
と思ひますが、一体赤紙をはられて六
カ月の処分を食つてしまつてから今後
裁判に訴えるといふことになつても、
第一審において仮に原告が勝訴をいた
しましたとしてもこれは必ず対抗的に
控訴をするだらう、又は最高裁判所に
行くといふことになると一年とか二年
かかつてしまふと思ふのであります。

折角の第二條が一年も二年もかかつて
しまふといふことになりませう、而も
経費の面におきまして、これは政府の
ほうではいくらかでも國家予算でもつて
これに對抗されましようけれども、一
方団体におきましてはそんなことで長
い間争つてゐる。これはもう訴訟費用
だけでも随分入ります。あとで仮に
最終審におきまして勝訴した場合に
それらの費用一切は被告がもつことに
なると思ふのですが、まあよくわかり
ませんけれども、さういふことにな
るからまあいいとしてもその間の経費と
いうものはこれはとても對抗できるも
のじやないものであります。これは労働
組合といたしましては我々は組合運動
に携つた当時におきましてもよく法廷
へ持出して争ひましたけれども費用倒
れがしちまふ。それからもう時間が長
くかかりますが、そこでも對抗できない
のであります。そこでもまあこの法律
では一応この決定に対するものにつ
きましてはほかのものをなげうつても先

にやれというような条文があるように読んで見ましたのですが、これがあるといいたしますと普通の判決より一休どのくらい早くこれが解決されますか。この点について一つお伺いしたい。最終審まで行くのどのくらいのスビードで以て最終の決定がされることになりまして、この点一つ見直しをお教え願いたいと思います。

○政府委員(関之君) お尋ねの点であります。これは第二十四条の第三項にこの規制処分に関する不服訴えについては「裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず、すみやかに審理を開始し、事件を受理した日から百日以内にその裁判をするように」と定めなければならぬ。という事項が一つ入っているわけでありまして、そこでこれはこの事件を受理した裁判所は一審、二審、三審のそれについてでありますから、これが百日以内に行われれば合計三百日、最終審で最高裁判所において決定され、確定されるまでにはこの形で行けば三百日はかかることに相成るわけでありまして、三百日以内において行われることに相成るかと思うのであります。

○菊川孝夫君 そうすると禁止なりいろいろの諸決定をされましてから大体その間においてまあ以内にせざるやならんというのだが、遅れるのが多いのでありまして、なか／＼その通りには、仮に法律通りに実施されても一年間におけるその者の受けた損害に對しましては当然これは損害賠償の訴えができるものであるかどうか、この点についてどうも法律を見てもそういふところがないと思うのですが、一般法において当然國家を相手に損害賠償

の訴えができるかどうか。この点を一つお伺いしたい。

○政府委員(関之君) その点につきましてはこの法案に規定がございせんが、一般の原則によりまして國家賠償法というのがあるわけでありまして、それで國家賠償法の条件に該當する場合、即ち故意又は過失によつて權利を侵害されたというふうな、そういうふうな条件がこれらの手続の中に認められますならばその方法によりまして國家に對して損害賠償の請求をなすことができるといふことに相成つておるのであります。

○菊川孝夫君 そうすると第二條の不當或いは濫用というふうなことは最終的に裁判所で決定されて、これには先ず大体一年ぐらいの期間で以て適當であつたかどうかという判定は下されるであらう。だからこれに對して不當であつたという判決が下された場合には損害賠償の訴えができるということになりますと、これは民事訴訟になることだと思ふのであります。そうなりますればこれは又一年や二年これによつて要すると思ふのであります。殊にこれに對しては別に早くやれといふような規定はないのでございまして、これに二十四條を援用されてこれに對して或る程度早くやる裁判所には義務がありますか。この点についてお伺いいたします。

○政府委員(関之君) 第二十四條の百日以内に裁判をするようにつとめなければならぬという規定はこの規制処分に對する訴えだけについてでありまして、國家賠償法に基く訴訟については特段にそういう規定はないといふようになります。併し裁判

所におきましてもこれらの趣旨に則つて頂いてできるだけ迅速にやつて頂けるかと思ふのでございまして。

○菊川孝夫君 そういう損害賠償も、これは早くしない限りにおきましては、そういう非常なこれは社会的な信用といふことにつきては、まあ今のやうな世の中におきまして赤紙をはられたという打撃たるや誠にこれは深刻なものがあると思ふのです。その損害賠償はこれから又一審、二審、三審とこうやられてしまつておつたのでは、その損害賠償なんかはもと早くやれるやうな、若し仮に原告に有利な判決が下つたとするならば一つ損害賠償の民事訴訟の特例等も設けられまして、これを早く損害賠償をするというやうな方法を講じられる必要があると思ふのであります。それがこの法律の第二條によつての保護といふことはこれを取締をするほうの側からすると大したことはないと思ひますが、やられるほうは、やられてしまつた、そしてこれは不當であると解釈し而も裁判所が有利な判決を下しても、今度損害賠償請求を起したつてなかつたといふやうなことになるやうな、このやうな団体は、しまいまで續いて損害賠償まで訴えるといふことになると、一年かかつてその後まだこれは損害賠償になりますと、これは二年や三年になつてしまふやうな思ふのであります。そのうちに自然にそこまで続かんといふやうになつてこれは泣寝入りにならざるを得ないので、表面的には成るほど非常に保護されるやうであるかも知れないけれども實際には取締を受ける側には極めて不利だと、こういうふうな考えるのですが、そういう事項を入れる

御意思はございせんか。その点について又特別な立法をされるやうな御意思があるかないか、この点について一つお尋ねしたいと思ひます。又それは法律上そんなことをやつたら困るとか、一般の通例、原則をはずしてという特別な救済規定、救済を設けるといふことは現行法の立場からいつてはできないものであるかどうか。やる意思があるかどうか、できないものであるかどうか、この二つを御回答を願ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 御指摘のやうな問題は、実は今お言葉にもありましたやうに一般の行政処分に通じての問題でありまして、仮に被害を受けた立場の側から御覧になれば、この法律の場合たると他の法律の場合たると同じことであらうと思ひます。従ひましてそれに通じての原則はやはり國家賠償法自体の問題であらうと思ひますが、それについてはもとより今御指摘のやうな点について研究を要するところとは勿論であると存じますけれども、只今政府としてはそこまでの立入つた研究はいたしておりません。ただこの何よりも前提として申し上げたいのは、少くともこの法案でいたしますところの規制の処分といふことは、事極めて今御懸念のありますやうな重大な事柄でありますからして、この法律独自の建前といたしまして、御承知のこの「第三章破産の団体の規制の手続」といふ手続の条文をたくさん並べまして、この行政的の処置をやる事前の手続を極めて慎重にやりまして、当事者らの弁明を十分聞かれますし、或いは又立会人を選ばれるといふやうなことで、その行政処分自体において十分関係人

或いは客観的な第三者の納得を得られるやうな処置ができるやうにしようといふことに実は重点を置いておるのであります。理想といたしましては裁判所を煩わさずともこの行政手続を慎重にやることによつて大部分の御納得を得られるやうにといふ方面に実は努力をしておるわけにございまして。

○菊川孝夫君 成るほどその努力をしておられると言ひますが、併し私が申し上げましたが、そんな努力をされましても裁判にかけまして最高裁判所まで行きまして、その公安審査委員会のやつた努力が実は間違つたといふ判決が下つた、これもあり得ることでありまして、それから絶対ないといふ言えないと思ひます。そのときに救済の賠償になつたら、よし来い賠償を訴えて来るならこちらは國家の費用で對抗してやるのだ、どこまでも来いといふやうにやられたら、これはたまつたものじやないと思ひます。これは意識的に公安審査委員会が仮にそういう決定をしたことは、極力政府はやはりこれを守らうとするのはもう想像できます。そんなものをこちからはまけてやろうといふことは考へつこない、とことんまで争う、最高裁まで損害賠償について争うといふことになりまして、そうするとこれはどう見ても、私のしろと目の観測でありますけれども三年ぐらゐまではやす／＼引張られてしまふだらうと思ひます。そうなつた場合にはこの意義はなくなつてしまふと思ふのであります。而もこれは一般のことを言われましても一般の問題と違つたこれだけ社會のいろ／＼問題もある問題なのであります。従つてこれに對する又百日といふやうな特別の國家賠償法

の特例を考えられる必要があると私は思うのだ。ところが今のところはないのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 今のお言葉でわかつて参りましたが、実はこの国家賠償法による賠償請求の訴訟は、この処分取消の訴訟が最高裁まで行つてそのあとでスタートするのではこれはもうお話の通り相当呑気なことになるかと思ひますけれども、私どもの考へておりますのは、これは取消の訴訟と国家賠償を求めるといふ訴訟は同時にスタートすることは当然できることと考へております。その今の御心配はないわけでありませう。

○菊川孝夫君 いやそういう場合には、それなら地方裁判所の判決とそれから高等裁判所の判決と食い違つた場合には、一体その損害賠償の訴えは意義をなさぬことになるのじやないですか。その点いいたすか。折角努力してみたところで、地方裁判所の第一審が下つた、それも東京の地裁で下したやつが有利な判決で喜んでおると高裁へ行つてころつとやられるのが、東京の場合には極端であります、必ず地裁において判決が下つたからこれぞ勇氣を起して対抗して行くと高裁でころつとやられる。これは私は国鉄の労働組合の問題ではございません、ほかの問題ですけれども、今の例はやや東京はそういう傾向が強いように思ひます。従つて国家賠償の訴えを起しておいたつて裁判の途中において高等裁判所でひっくり返されることはあると思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私はその訴訟の性質からいつて処分の取消についで最高裁できまらぬ先に賠償の判決が確定するということはないと思ひますが、その点の前後の關係は多少ございませうけれども、先ほど申しましたような工合に並行して進めるといふことはただけは申上げておきます。

○菊川孝夫君 その点については次に議することにしたしまして、今度は第三條の一項一号イの刑法第七十九條の内乱等の補助の罪であります、この点につきましても金子は何とか提供するというようなことを書いてございませう、金カンパといふやつが盛んにいま行われておりますけれども、この資金カンパに應ずるような場合に而もその団体が内乱の準備、陰謀といふようなことで処分を受けた場合には、当然一号でひつかかることになるのですが、資金カンパをしておつて資金カンパに名前を載せられておるといふようなことがあつた場合には、この補助等て処分を受けることになるのであります。この点について。

○政府委員(吉河光貞君) 現在又従来行われております資金カンパはいろいろ大衆行動を行うために要する資金のカンパでありまして、内乱を行うための資金カンパは殆んどあり得ない状況であります。万が一にも将来さうな団体が内乱を起すためにその軍資金を集める、そういう情を知つて資金を提供するといふような場合におきましては、この刑法の解釈上当然内乱罪の補助に相成るかと思ひます。

○菊川孝夫君 そうすると情を知らない場合に、例えば内乱をやる場合に資金カンパをするといふようなことはございませう。まあ映画等におきましてはあるかも知れないけれども、実際に

おいてこれは内乱をやるのだ、これに資金カンパせよといふようなことはございませうが、これは民主主義を守るのだ、戦争反対の運動をやるのである、誠に平和主義の日本においては当然のことであるからといふので資金カンパをした、たまたま資金カンパを行つた団体が調査をされて、そうして証拠物件を押収されたところに菊川孝夫が百円資金カンパをやつたといふ場合にはひつかかつて来るのじやないかと思ひます。その点はどうなんですか。情を向うは詐称して資金カンパを求めてひつかかつて場合にはこんなものは当然問題にならん、こういうふう

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の通りであります。

○菊川孝夫君 次に御尋ねしたいのは、口口口についてでありますけれども、「文書若しくは図画を印刷し、頒布し、公然掲示し、云々の項に」所持する」とあるわけでございますが、さてこれも決して右翼たると左翼たるとを問わず、暴力主義的破壊活動をやろうとしたつて、まさか電車転覆をやろうとしたつて、まさか電車を転覆をやろうとしたつて、表面に出しておらないと思ふのであります。表面に出す文書といふものは、これはすべて民主主義を守るものであるとか或いは平和の闘いを進めるのであるといふような文書になつておると思ふのであります。たまたまそれを発行したところがそれがさういふような文書であるからこんなことなら大丈夫だといふようなことで所持するなり頒布する場合もあり得ると思ふのです。ところがその印刷物の勧進元のほうの団体が表面的にはさういふよう

なスローガンを掲げて印刷しておるけれども、この公安審査委員会等におきまして、これは明らかに第三條の二に該当するようない行為を思想宣伝をしよとする意図で以てこの図書や図画等を印刷したのであるといふ決定を受けたいということになりますと、本人のほうは全然そんなことは知らない、なかなか裏までも読むことはできませんからして、さういふものを持つておつても問題にならないと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の通りであります。この第三條の第一項一のイであります、これはさういふ文書を印刷したり、頒布したり、或いは公然掲示したりする人が、それ自身日本において実際に革命が行われたり、内乱が行われたり、或いは行ふことを容易ならしめる目的を持たなければならぬ。又その文書自体が日本において現実内乱が行われることの正しいことと必要なきことが主張された文書でなければなりません。従ひまして御質問のようない平和を守る運動といふようなことを記載した文書は絶対にこの条項には触れないのであります。

○菊川孝夫君 そうすると具体的に申しましてこの条項に触れるのは、明らかに汽車を転覆するのだとか、人を殺すのだ、強盗するのだといふようなことをはつきり書いていない以上はこれには引つかりません。従ひましてさういふように解釈してよろしうございませうか。それと明示してない限りは安全だ、さういふように解釈してよろしうございませう。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。この第三條第一項一のイであります、これは内乱が実際に日本において行われること、行ふことの正しいこと、又は必要なきことを主張した文書でございましてそれだけに限られております。

○菊川孝夫君 そうすると、さうしたことを暗示する、あなたのほうでは暗示する、あなたと言つては語弊があるかも知れませんが、特審局のほうで正当性を主張することを暗示するやうな文書だと解釈する、すなわち読んだ場合は暗示があると思ひない、さういふ対立があつた場合には一体どうなりますか。

○政府委員(吉河光貞君) さういふ文書なりや否やといふ点につきましては社会通念に照らしまして合理的に判断されなければなりません。何も書いてないのに裏には裏があつて暗示があるのだといふやうな主観的な判断は絶対に許されないと考へております。

○菊川孝夫君 この文書、図画等が内乱の正当性、必要性を主張したかどうかといふことは極めてデリケートな問題でありまして、これは素人にはさう容易に判別し得ないやうな巧妙に表現するでしよう。今の情勢においてそんな大胆率直に露骨に表現するやうな文書といふものは少いのであります。極めて巧妙に表現するでしよう。その一例をとつて申上げますと、球根栽培法といふやうな誠にうまい、私はこのくらい上手な文書名といふものはないと感心しておるものであります。如何にも球根栽培法といふやうな文書こそはまさに典型的表現の方法である。これはどうしても引つかるかも知れない。これはうかつかると球根栽培法であるからうへ帰つて球根を作らうと思つて持つておるだらう、なかなか

か内容まで細かく読んでみる者は少い。これはあなたがたの特審局からすると恐るべき文書ということになるわけでありすが、こういうことはどうもそういう事情を知らずにやつたような場合には問題にならないことに解釈してよろしいと思ひますか。明らかに内乱というふうによつておれば別でありすが、球根栽培法では百姓連中が球根を栽培する方法を書いてあるのだということを持つかも知れないが、一々細かいことまで読んでみずそういう事情を知らないような人に配られた場合に、又配ることもあり得ると思ひるのでありますが、これは実際問題として誰がこしらへたかわかりませんが、実にうまいと思ひます。ところが、大衆は確かに引つかりやすい問題だと思ひます。こういうときにはどういうふうに解釈してよろしいと思ひますか。

○政府委員(吉河光貞君) さような場合におきましては所持者には絶対に触れないものと考へております。実は先般お手許に配付いたしました資料の中に、内乱の実現の必要性又は正当性を主張した文書としての実例も、客観的な文書の資料に基づきまして写しを作成して御審議の御参考に供したのでございますが、一例を引用させて頂きますと、この「内外評論」という秘密出版物は、昨年の十一月月中旬に全国的に発行停止をいたしました日本共産党の機関紙アカハタの同題誌といたしまして、この非合法出版物を全国的に発行停止をいたしました。又検察庁、国警、自警等におきましても、多数の文書を所持した者につきましては、政令三百二十五号違反で裁判所の令状を得まして、捜索、押収或いは逮捕をいたしました。

のでありますが、その中にはちよつと引例をさせて頂きますと、かような言葉が出ております。「敵が権力、すなわち軍隊、警察、裁判所、刑務所、反動団体等を動員して、人民に狂暴な弾圧をくわへている時、人民だけが手をこまねいて、右の類を出せということでは、結局、祖国の独立も基本的人権も放棄せよというにほかならない。では、どうすればよいのか？敵の権力に対しては、人民も組織された実力をもつて対抗し、たたかう以外に、道はない。」「国会とは帝国主義の独裁を民主主義の偽装によつて、人民の目をゴマ化するための金のかかつた道具にすぎない。従つて、このような国会を通じて、人民が政権を握りうるという主張は空想であるか、或いはもつとも悪質有害な支配階級擁護の弁であることは明白である。同様なことは、国会外の各種の既存の権力機構(官庁、警察、軍隊等)を利用して、平和裡に敵の支配を駆逐し人民の政権を打ちたてるといふ主張についても、いうことができる。そこで、われわれ共産主義者は主張する——これら一切の権力機構は、ただ外部から破壊することによつてのみ、始めて人民を政権につかせうるのだ。」さような、もう少し激烈な文章もここにどつさりあるのではありませんか？かようなことを書きまして、これを数万部印刷して全国に配布しておるといふような実情でござい

ます。

○菊川孝夫君 それはもう共産主義者は、これはもう議会主義というものは終局的に認めていないのでありまして、これは世界共産党の大会においていつきりと宣言しておるのだからその

くらしいことは言うだろうと思ひますが、それがやはり露骨に書いてあるから高級向きだと思ひます。もつと大衆向きなやつも、あなたのほうでモデル・ケースとしてそういうのを発表された場合に、これに對抗するようにもつと平易にしてしつぽをつかまれないようににして、内乱等に参加させるような方向を今後とり得ることもあり得るだろう、これは一つの戦術としていろいろの戦術をとるのは又当然だ。これらのためにうつつかりするとそういう書類をもらつたりなんかして気がつかずにおつていふ／＼これに巻き込まれる虞れがあると思ひます。ところが、今特審局長が申されましたやうな文章でなかつた、まあそのぐらいの程度以下のものであつたというやうな場合にはこれにはひつかりません、こういうふうにして了解してよろしいと思ひますか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。この内乱を実現するために広汎な宣伝、扇動を組織的計画的に行うという／＼な方法があり、直接たるものもあり間接たるものもあると思ひます。併しながらいかに規定いたしました行為は最もそのうちで典型的な悪質、危険なもののみを厳格に規定いたしました。従いましてこの第三条の第一項第一号に該当しないものは絶対にこれに抵触する虞れはない、又この第三条といたしましても絞れるだけ絞りました極端な類型を規定いたしました次第でござい

ます。

先ほどもちよつと触れたのでありますが、こういうた暴力主義的破壊活動によつて政治的意図を達しようとする計画をする人たちは捨身でかつて来ておることは、これはもう過去の例におきましてでも何でもそうでありまして、一身上の利害というやうなぐらゐるものを犠牲にすることは易々語々として好んでそういう危機に入るという人たちが多いのであります。まあ大抵そういう人たちがよつて組織されるものであります。従いまして、この法律によつて規制をされましたもそれらはいづれも地下へ潜行してしまふ。これはまあ右翼でもそうでありまして、維新当時のある薩長の浪士あたりでもみんなあれは地下活動をやつたものであります。ただこれとイデオロギーが違ふだけでありすが、今の共産党の人たちも精鋭な人たちはこういう規制を受けまして、いづれも地下へ／＼潜つて而も地下で糸を引いてそして今まで監視をされてなかつた連中を表面に立てて次から次へ計画をされるであろうし、又国外からもそういうことを当然指導をして来るだろうと思ひます。従いましてこの法律が成立いたしましたといひましたも、この人たちにとつては大して弊害といひますかこれによつて打撃を受けるものではなく、実はこれらの取締に神経過敏な余りにそうでない者がこれに巻き込まれるという危険のほうを私は最も恐れるものなのであります。この点につきまして、と言ひますのは、地方の調査庁にいたしましたも一応何か事

件があつては困るから前以て一つよく調べておこうとして次から次へとだんだんと神経過敏になつて嚴重に調べるやうになつて来ることは当然であります。これは又過去の例におきまして、こういうやうな組織ができました以上はどうしても何らか成績も上げなげやならんし、又仮に油断をしておつて突発的な事件が起きては困るからというので、予防手段としてでもこの調査は嚴重になることは当然なものであります。そうなた場合にはこれによつて巻添えを食ふと申しますか、そういうやうな意図を持つておらないのに巻添えを食ふという危険のほうが多いのではないかと思ひます。ところが、そこで法務総裁にお尋ねしたいのは、こういうやうな地下に追ひやるといふことを一応考慮に入れて、そうして今度は表面に出て来ている者はみんなそういう人たちは、これにはおいはひつかりません。これはおいはひつかりませんが、網にひつかかるといふ危険な状態になることを恐れるのであります。そういう点にそういう危険がないかどうか。過去の治安維持法もだ／＼とそういうふうに行つてしまつたのでありますからそういう点について伺ひたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 誠に御尤もな御懸念だと思ひます。結局は捜査の能力、かような革命犯罪者に対する捜査というものは容易じやありません。容易じやありませんが、当局といたしましてはできる限りの捜査陣営を奮勵いたしまして、又捜査陣営のこれは能力の問題であります。それらの点についての教養或いは捜査の技術というのを極度に錬磨された

い、こう考えております。そこでかう
な凶悪な行為に出る者に対しては、
私は民主政治の建前からいたしまして
も、この日本の民主平和国家を維持す
るという観点からひとしく国民の協力
をまたなければならぬと考えておりま
す。従いまして捜査陣営の技術と修養
の錬磨、これらを極度にこれからはか
りたいと考えております。そうし
てその成果を期することが一番大切だ
と私はそう考えております。

もう一面において、今菊川委員の御
心配になるように、その結果余りに捜
査の行き過ぎがあつて、本當の幹部以
外の者に対して迷惑をかけることに、
何らの關係ない者に対して昔の治安維
持法當時のような行き過ぎが出て来るの
ではないかという御心配の点につきま
しては、我々は極度にさようなこと
のないように、今申上げましたような方
面から調査官を十分訓練さすそのあり
方といたしましてやはり研修所なんか
を設けまして、一面においては人間の
な修養、即ち憲法のあり方などを十分
に理解させ、一面において技術の錬磨
を図つて行きたい、こう考えておる次
第でございます。

○菊川孝夫君 もう私の持時間がなく
なりましたのであつて質問いたしま
すが、次に第十條におきまして、「公安
調査庁長官の請求があつた場合にのみ
行ふ」ということになりまして、最後
の処分請求権が公安調査庁長官の一
手に握られておるわけでありまして、
この公安調査庁長官と時の政府との関
係でございまして、これに対して法務
総裁或いは総理大臣が指示し、或いは
公安調査庁長官等が法務総裁に協議し
たりすることがあり得ると思ひます

が、實際問題として御質問するのであ
ります。これは独自の判断でこれを
請求するかしないか、請求された場合
にはこれは公安審査委員会にかかるわ
けであります。公安審査委員会に廻
されただけでもこれは非常な實際問題
として今の世の中にも危険思想をは
らして、容共者というやうな危険思想の
持主が、破壊活動防止法にひつかか
るやうな行為をしたというだけで以
て就職その他におきまして非常な今
の生活を送つて行く上にも打撃をこうむ
ることになると思ひます。その
最後のただ公安審査委員会にかけら
れるだけでも私は非常に迷惑をこうむ
ると思ひます。その権限をこの公
安調査庁長官が握ることになるわけ
であります。これに対しては政府
のほうとしても容赦することはでき
るものでしょうか、どうでしょうか。又
これに対して協力をするということ
はあり得るかどうか、その点につき
り。というのは司法畑において未だに
語らなかつておられます。この
児島判事に対して政府がいろいろ容
赦した。これをねのけた、大津事件
には毅然としてこれをねのけて法を
守つた。ということは未だに語り伝え
れております。こういう独自の権限を
公安調査庁長官に持たせるか、或いは
政治的に工合が悪いから、あなたが
公安調査庁長官にあつて一つ突つ
けというやうなことができるか。この
点が一問題だと思ひますが、お答え願
ひます、独立性について。

○國務大臣(木村篤太郎君) 勿論この
法規の建前から申しますと、公安調
査庁長官は法務総裁の監督下にありま
す。併し實際問題といたしましてこれ

は殆ど独立性を持つたものと同様な運
営をして行きたい。現実に我々は御承
知の通り法務総裁は檢察庁を指揮監督
してゐるのであります。併し私は昔か
ら権力の集中というところは成るべく排
除したい。檢察庁法改正のときに法務
総裁はそれと司法大臣とに法務
司、司法大臣は檢察總長を通じてのみ
指揮、監督を行ふ、個々の檢察に對し
ては何ら指揮、監督はできないとい
はしまして、現問題といたしましては
監督権は私が持つてゐる、持つてお
りますけれども未だ曾て檢察總長に對し
て指揮したことはありません。さやう
な事實におきまして將來においても公
安調査庁長官は独自の建前をとつて恐
らく対処して行くと、私はこう考えて
おります。

○菊川孝夫君 その点についてであり
ますが、例えばこれは今どうも木村法
務総裁のやうな民間の法曹界において
鍛え上げられたお方が法務総裁をや
つてゐるときには、一応非常に民主
的なお考えを持つてゐるのではないか、
なによつては大臣によりましては、時
によつては過去の話を出しては、う
うのは過去の話を直ぐ持出すやうで
あります。三郎さんが内務大臣になら
れたとき、あれは時代が違ひますが、
當時の時代が直ぐ再現される。これは
思ひませんが、例えば選挙前等におき
まして、選挙が近いといふやうな今
のような状態において、総選挙に立候補
しようとするやうに予定してゐるやう
な人の所属してゐる団体が公安審査會
に廻るか廻らんかでこれは大きな影響
を及ぼすのじやないかと思ひます。ま
ず、率直に言つてそういうときに法
務総裁から公安調査庁長官に、一遍あ

いつをやつちまえ、洗つてしまへとい
うことがこれによつてできるか。そう
いうことはすべきでないといふ良心的
な公安調査庁長官がおりまして、そ
ういつた指示に對しまして毅然たる態
度を示した場合には、何らかの身分保
障が私にはなければならぬと思ひます
が、公安調査庁長官の身分保障
は一般司法官の身分保障を引用され
るか。それとも行政官としての身分保
障程度で一般公務員の身分保障と同じ
か。この点についてはつきりと伺いた
い。私は今の裁判官の身分保障ぐら
いは与へられてもいいと思ひますが、
さういふことになつて来ると強くなる
と思ひますが、いい人を選んでは時の政府
の権力から守るためには独立性を与
えるのだと言つても法の運用の面だけ
はいかんと思ひ、即ち法の上からも
独立性を持たせたいといふことにな
ればいけないと思ひますが、どこで独
立性を持たせるわけですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今菊川
委員が仰せられましたやうな独立性は
持つておりません。身分保障は持つて
おります。身分保障は持つておりま
せんが、實際の運用において私は十分
賄つて行けるのじやないかと考えてお
ります。御承知のやうに最後の段階に
おいてはすべて裁判所においてこの決
定の可否が裁断されるのであります。

○菊川孝夫君 今の法務総裁のあなた
がさういふ運用をされるといふことを
私は言うておるのじやないのでありま
す。法律をこしらへる以上はさうい
う危険な状態にならないといふに

な措置を講じておく必要があるの
です。あなたがいつまでも法務総裁を
やりになるわけじやないのでありま
す。別な総理大臣がお立ちになつて別
な法務総裁が出るといふこともあり得
ることです。自分がやらないか
らいいのだ、運用の面だといつただけ
では非常に危険だと思ひます。特
に大きな権限を持つのでありま
すが、この人が請求しなかつた場合に
は公安審査委員会に廻らないのであ
ります。この人がこれに廻さないと
して判をせば廻るので。さうい
うことになるとこれは一番大きなボイ
ンを握ることになります。丁度昔の檢
事總長といふやうな檢察庁長官で
か、さういふやうな位置にある、又
それよりも重いと考へてゐます。こ
れは併し又地方にあつたやうな問題
は一々地方の檢察當局の責任者が持
ちますからして分散しております。こ
れは十條を見ても公安調査庁長官が全
部審査委員会に廻るのを握ることにな
るので大きな権限だと思ひます。こ
れが、その点について昔の檢察總長
今何といふますか。ちよつと私知りま
せんけれどもそれよりも大きいやうに
見よ。によつては見えろと思ひます。
が、この点法務総裁どう考へて
いますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) そこで私
は菊川委員の仰せは尤もと考へてお
るのであります。それで法の建前とい
つた最後の決定をする委員会制度
というものがあつて、委員会設置法の第
三條に規定してあります。こゝで
持たして獨立してやる。こゝでし
つかりすれば今仰せになるやうな点に
ついての御疑念は私はお解け下さること

だろかと考えております。而して實際問題として新憲法下のあり方といったしましてこれは国民が十分監視する、殊に国会において優秀な議員がみな監視をされておるのでありますから、調査庁長官に対して時の法務総裁或いは総理大臣が、これに対して指揮命令をする、そうして濫用するようなことは實際問題としてあり得べからざることと私は考えております。最後の今申し上げましたような委員会に独立性を持たせてここのところきめて行けばこの法案は極めてスムーズに運用できるのではないかと、こう考えております。

○菊川孝夫君 まあその点議論になりますから次へ移りますが、少くとも私程度ぐらゐまで一応国会議員として一過でもなつたという経験を持つようでありましたりそう恐れせん。はつきり申しますと公安審査委員会に廻されようが対抗する方法は、或いは弁護士とか多少知識を持つた者でございましてならばなにくそという考えをもちまして堂々と争つて自分の正当性を明らかにするからというので大して恐れないのであります。一般の人たちがそこまでやはり私は理解するまでにはまだほど遠いものがあると思つて、私たちでも郷里の母親あたりになりますとちよつと警察の人が我々の留守宅に調べに来られまして、お前何か悪いことをしたのじやないか、大丈夫かと言つて年寄つた母親が心配するのであります。直ぐ手紙をよこす、労働組合におつた当時であります、お前何か悪いことをしているのじやないかと言つて、新聞にいろ／＼ちよつと警察に引張られたというような記事が出ますと

母親は心配するのであります。ましてや田舎等におきまして審査委員会に廻されたというようなことになりまして、その村等におきましては非常に住みにくくなるものであります。生活に非常な影響を受けるのであります。廻されたというだけで、たとえ無罪になりましてもそのくらいなものであります。ここは考えなければいかんと思つてあります。従つて慎重の上にも慎重を期さなければならぬと思つてあります。だから申し上げるのであります。この点については法務総裁と大分見解が違ひますので次へ移ることにいたしました。

○國務大臣(木村篤太郎君) ちよつと申し上げます。この公安調査庁長官の請求は団体に対してのものであります。それで団体を規制するのことはいいことと個人については関係はないのであります。個人については御承知の通り兇悪犯罪につきましても普通の手続によつてやるのであります。

○菊川孝夫君 わかりました。今の団体の責任者になつてゐる場合、或いは構成員になつてゐる場合には、当然これはその本人が調査の対象とされる、その責任者なり構成員が当然対象になる、それで申し上げるのであります。私個人でやるわけではない、何らかの団体に所属してゐることを言つておるのであります。決して個人がやられるというものを申し上げたのではない。特に政治活動をするものは何らかの団体のそれれ構成員になつたり責任者になつたりしてゐる人が多いのであります。それからその点を申し上げたわけでありまして、次に公安審査委員会でございます

が、一体この法律を読ましても漠としておりまして本当に実体をつかむことは「人権が高潔であつて、団体の規制に關し公正な判断をすること」ができ、且つ、法律又は社会に關する學識経験を有する者のうちから」といふわけでありまして、これは當然政府から推薦されましてそして両議院の同意を得て法務総裁が任命をされることになつてゐるものであります。さて今構想されておるのは一体裁判官の経験者といつたような人を選ぶつもりであるか、それとも弁護士なんかで達識な人を選ぶのであるか、或いは大学教授等の學者を選ぶつもりであるか、どういふ組合せで第一回は構成するか、具体的に一つ御説明願ひたいと思つたのですが、法務総裁、長いこと弁護士或いは司法畑に育つてゐるのでそういう人を御推薦になつて来ようとしてゐるのであるか、それから推薦される場合には全員を推薦されて、これでどうかというふうな推薦されるのであるか、それとも相当予備等を設けまして倍數くらいを推薦されてその中から選ぶというふうな方法をお採りになる用意であるのか、その点を一つ。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。委員会の人選、これは申すまでもなく非常に慎重にやらなければならぬのであります。これは私個人の構想をこの場合言うことをお許しを願ひたい。只今国家公安委員といふのがあります。警察關係にございまして、この公安委員の現在の委員たちは実に立派にその職責を果してゐる、五人おりましてその選び方は一人は労働關係、一人は宗教關係、一人は法曹關係、一人は言論關係、もう一人は何でありま

したかちよつと今……さように各方面から出られておるのであります。それでですから私も將來は、法曹關係はこれは法律を解さなければいけない事柄でありますから無論一人は入つてもらわなければならぬ。労働關係、宗教關係、言論關係、そういう方面から入つて頂きたい、こう考えておるのであります。各層から有識者に入つて頂きたい、こういうことであります。そして国会において御承認を得る場合においてはやはり五人なら五人という確定した人を選抜してそうして御承認を得たい、こう考えております。

○菊川孝夫君 大体法務総裁の御意向がわかつたのであります。さて今度はこの公安審査委員会が適格を欠く、政府のほうでは別にそうお考えにならないといひました。國民のほうでは適格を欠くといふような場合、これに對して弾劾措置といふようなことも許さるべきだ、このくらい大きな権限を持つた委員会の委員に對しまして、適格を欠く場合には適格性につきまして國民の弾劾措置といふようなことも考慮されて然るべきだと思つたのであります。この点についてはどうもこの法案の中にはないように思ひます。法務総裁や政府のほうで適格を欠く場合には少しはあるようでありまして、病氣その他あると思ひますけれども、病氣その他やなしにこの法の運用について適格を欠くといふようなことがあつた場合に、國民の世論が大きい盛り上つたときでもちよつと手のつけようがない。一旦両院が同意した場合ちよつと手のつけようがないことになつております。政府のほうでした場合には方法があるかも知れないが、こ

れはなかく／＼手のつかんやうになつております。その点についての對抗策といふものはお考えになつておらんやうに思ふのですが、何か方法はございませうか、この点について一つ。

○國務大臣(木村篤太郎君) 無論その中の誰かが國民の支持を失ひ、國民の世論としてああいうものがあつちや困るというやうな場合におきましては、これは委員会において私はそういう人は公正な事案を処理する能力のない者として処置されることだらうとこう考へております。それは法文において明示しておるのであります。これは政府のほうにおいてそういうやうな者を罷免するとか何とかいふことは憲法でないと考へております。とにかく国会において承認を与へられた人でありまして、それに対しては委員会自体において処置すべきであらうと、こう考へております。

○菊川孝夫君 実はこの種の委員会において、私はそういう事実が起り得ることは想像もしたくはないと思つてゐる。若し仮にこの委員会が、委員会自体としてその過半数が権力に或いは迎合し過ぎるとか、或いはその他いまいましい理由によつて左右をされるというやうな、率直にいつて収賄罪といふやうなものを構成するといふことも、どんな大きなところでも、総理大臣がひつぱられた例がありますからあり得るのであります。日本においては総理大臣でさえ小言へばち込まれた例もあるものでありますから、どこにどういふ危険がないといふことは絶対に保証はできないと思ひます。委員会自体としていろ／＼疑惑が起きたといふやうなときには、政府もできない、國民

のはうも手がつけれないというよう
な場合に弾劾というようなことは考慮
されるべきである。裁判官に対しし
ても弾劾できるのではありませんか、こ
の点については考慮する必要があるの
ではないかと思うのでありますが、こ
の点法務総裁も全然考慮されないの
でありますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは国
会を尊重する意味におきまして、国会
の承認を得ました以上は別にこれにつ
いての弾劾などというようなことは考
えていないのであります。今菊川委
員の仰せになりましたように世論の反
対とか何とかありますが、これは
委員会において当然自発的にその人に
対しては非行ありとしてその人をやめ
てもらうということに結果論としては
なることと考えております。

○菊川孝夫君 私今度事務当局に。私
の許されました一時間半という通告が
経過いたしましたので、法務総裁は一
応他の委員のかたにお譲りすることに
して、あと時間がありませんから一つ事
務当局に対する質問をさして頂きたい
と思ひますので、一応私の許されまし
た一時間半が経過いたしましたので、
これで打ち切りしたいと思います。

○委員長代理(伊藤修君) それでは午
前はこれを以て休憩いたします。午後
は一時半から再開することにいたしま
す。

午後零時三十九分休憩

午後一時五十七分開会

○委員長(小野義夫君) それでは午前
に引続きまして開会いたします。

○堀木三君 私は労働委員として勞
働問題の立場から主としてこれは破防

法についてお聞きしたいと思うのであ
りますが、先ずその前に一つだけ法務
総裁に特にお聞きしたいと思ひますの
は、今の社会情勢についてのお考えな
いですが、率直にいうと占領が六十年
に亘つてようやく独立をした。併しそ
の独立自身について国民の間に必ずし
も完全な独立を回復したというような
考えに立つていないものが相当ある。
そういうふうな点から見まして今の社
会情勢は六年の占領政策のレアクショ
ンが一つ来ている。こう考えなくちゃ
ならんのではないか。マフィー大使
自身が占領政策が解かれた直後におけ
るところの社会的な不安の状態という
ふうなものは避けがたいと、併し我々
は十年先の日本の国民を見ておると、
こういふふうな考え方に立つた意見が
新聞にも出ている。

で法務総裁としては、今の社会情勢
と申しますか特にその社会的な不安とい
うふうなものが非常に恒久性を持つた
ものであるか、或いは幾分やむを得な
いとして特にこの占領政策のレアクシ
ョンと申しますか反動が一次的に強く
現れておると、こういふふうにお考え
になりますかどうか。これを第一点と
してお聞きいたします。

○国務大臣(木村篤太郎君) 占領治下
における日本は御同様の点にお
いて制約を受けておつたのでありま
す。それが先月の二十八日を以て講和
条約が発効し一応日本は独立国家の形
態をなしたのであります。併しあらゆ
る面において国民がまだしつかりとし
た信念の下に果して日本が民主的平和
国家を建設されたものであるかという
ことについての疑惑は皆もつていた
らうと思う。これは今後一般国民の非

常に決意をもつて真に民主平和国家を
建設して行かなければならないのであ
りますが、その間における国民の不安
動搖、殊に国際関係が反映いたしまし
て、それらの点に影響を受けて国民が
しつかりした信念をもち真に日本が平
和独立国家になったという自覚は、私
はまだ持つ者もありませんが持つてい
ない者が多数ではないか、こう考えてお
ります。その間に処して日本が将来進
むべき前途をどの点に置いて見し、
又進むべきかという点については国
民が真剣に考えてこれを対処しなければ
ならんのではないか、こう考えてお
ります。

○堀木三君 私の申し上げた趣旨が必
ずしも徹底してはなかつたかと思ひま
す。は、長い間の占領政策というものが
のたまふと、従来からの占領政策から
解放されたときに、どの民族でもこの
占領政策について批判が起りそうし
て不満が起る、そういうふうな社会的な
傾向というものがある。法務
総裁のおっしゃるやうに無論それにか
つて加えまして世界の情勢が非常に二
つに分れた状態であるというものの反
映も強く受けると思ひますが、そうい
うふうな過渡的な社会現象というもの
についてそれをつかまえてそれのみか
ら法律を操作するということが当
前の破防法にきつたものでこの過渡時代
における現象的なものが事例に上り過
ぎるのじやなからうかという点からお
聞きしたい次第であります。でその
点について補足して頂ければ補足して
頂きたい。

それから第二段として考えられます
ことは、この破防法に關連いたしまし
て、公安審査委員会及び公安調査庁な
る組織がでる上るのであります。私
ども先ず第一に疑うのはとく何らか
の問題がありますと官吏が増員され
る、そして新しい機構が設けられ
る、そしてその機構が本場に活動
を開始するかどうか、つまり所期の目的
を達成するの役に立つかどうか。お
よそこういう組織を作りましたときに
法務総裁がこの委員会に御説明になつ
ているやうな理想的な運営というもの
は私は四、五年からなければできな
い、こう考える。そうすると意図して
おられるところは現下の社会情勢に
応じておられる、そしてこれだけの
龐大な組織を作られる。で、その組織
機構が真に機能を發揮するのには相当
期間がかかる。作ることによつて摩擦
がその間に起つて来るに違ひない。そ
ういふ点についてお考えになつたこと
があるかどうか。でむしろ現在の組織機
構を現在の状態に間に合うやうに真に
質と量の改善を図られるというふうな
ほうが本場に役に立つのじやなからう
か。とかく法律を作り機構を作るが、
実際の問題としては現実的に処して却
つて所期の目的を達成しないというふ
うなことがしばしば起りがちだと思ひ
ますが、それがさういふ点についてお考
えになりましたかどうか。又その点を
お考えになつてなおかつこの組織機構
が必要とされる我々を納得せしめるだ
けの理由というふうなものを一つ御説
明願ひたい、こう考えるのでありま
す。

○国務大臣(木村篤太郎君) 勿論一つ
の法案を作成するに当りましてこれは
あらゆる角度から検討しなければなら

んのであります。ただ現在現われた現
象のみをとらえてそれにすぐさま対応
するように法律を作成する、そういう
こともありません。併しながら我々
はただ単に現下の情勢のみを以て判断
せず将来の見通しもつけて法案の取扱
をなすべきものであらうかと考えている
のであります。併しながら何といつて
も差当りの現象が基本になりましてそ
うしてそれが将来どういふやうな方向
に向つて行くかという十分な見通しを
つけることが必要であると、私はこう考
えております。でこの法案作成に当り
ましてはただ、現下の情勢のみを以
て判断するばかりでなく、更に将来の
見通しというものを付けてそうしてこ
の法案は作成されたものであります。
勿論これは他の刑法のごとく恒久的な
法律ではないといふことは前から申し上げ
たのであります。併しながら過渡
的と申しましたもただ単に一時の現象
をとらえたわけじやないのであります。
十分の見通しをもつてこの法案を
作成したのであります。従ひまして
我々といひましてはかような法案の
一日も速かに不必要な状態となること
を希望するのであります。併しながら
あらゆる角度から検討してみます
と、なか／＼この法案が不必要な時
期がいつ到来するかということは見通
しがつきません。従ひまして将来日本
の治安の如何にあるべきかという角度
からいたしまして相当検討を加えてこ
の法案を作成した次第であります。
次にこの委員会制度であります
が、もとよりかような法案を運用する
に當りましては相当慎重にせなければ
ならんという角度から、殆んど他の法
案に見ざるがごとく構想をこれに加え

ているのであります。委員会制度のごときはまさにその一つであります。いやしくもこの法案実施に当りまして過誤のないように独断に陥らざるよう考慮を払いまして、委員会に独立性を持たせてここに於いて公正なる判断を一応さす、そうしてそれに対してなお不服があれば裁判所において、その当否を判断せしめる、こういう建前をとつてゐる次第であります。

○堀木三君 無論お考えはそこにあつたと思うのですが、それについて我々を納得せしむるような、そういうことを考えたというだけでなしに、我々を納得せしめるような理由を突はいろいろと教えて頂きたい、こう思つて質問いたしましたのであります。実際のところこの法案について危惧があるのは地下に潜る活動に対してはこの破防法では意味はないということがいわれる。併し現実的な現象としても、公聴人として来られた牧野英一博士も、これが果してメーデーのときのあるれに対してどう適用されるかという問題だといふうなことを言われる。その他各種の疑問があるわけでありまして、それらについては法務委員会自身が十分お考え願つたことだと思ひますので、初めに申し上げたように主として労働問題との関連性についてお聞きしたいと思ふのであります。

御承知の通りにこの労働組合法が施行制定されて過去六年間に亘つて運用されて参りましたのですが、当然この労働組合法自身にも正当な行為というものが規定されておるわけであり、労働組合自身の正当な行為、正当でない行為ということが挙げられておるのであります。終戦後ずつとや

つて参りました考え方では、労働組合の正当な行為であるかないかというところは労働組合の性質上非常に判定が困難。これはもう私が申し上げるまでもないことであつて、労働組合は実に一つの労働者の権利を擁護するという立場から大きく集つてゐる団体であつて、主として経済問題に關連してあります。思想的に考えれば実に幅の広い人間を包含してゐる。そうして団体交渉の間におきましてもいろいろな行動が出て参る。まあなくなられた末弘博士やその他事実我々が先ず労働組合運動としてみなされたものは、一応この「正当な」というのは枕詞だといふくらいにすら考えざるを得ない。殊にこの過渡的な段階におきましてむしろ組合自身が自主的にそういう経験を經つて、そして組合なるものがあるために却つていろ／＼包含してゐるが、そうして過渡的な現象として又途中においていろ／＼なことも起るが、結局組合なるものを運用して参る労働者自身の自主的な方向からだん／＼いゝものができて参るだらう、そうしてこの「正当な」とかいろいろ心配した言葉をつけなくていいだらうというところで我々は労働問題に對して参つたわけでありまして、今度の破防法ができますとこの「正当な活動」というものは私は非常に意味を帯びて来るのじやないか。その点に關して法務総裁はどういうふうなところに重点を置かれるのか、どうにか、この「正当な」というところに重点を置くか置かないかということによつて非常に變つて参ります。そういう点について法務総裁の御意見を承りたいと、こう考へるのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 組合活動はもとより或る点においての制限は受けてゐるのが當然であります。それがいわゆる正当という枠ではまづいてゐると私は考へるのであります。だん／＼労働組合におきましてもいわゆる自主性を持ちまして大いに反省をして正当な枠内の範囲において活動しようという方向は見受けられるのであります。併しながら一部分子によつてその枠を逸脱して問題を起してゐる事実が所々現われるのであります。これは大きな目で見れば必ずや組合自体において反省されて正当なる活動に私は戻るべきものであらう、こう考へております。そこで「正当な」という枠はどこで定めるかと申しますと、これは私は抽象的に言へばいわゆる法律に許された範囲内、こうなります。併しそれが具体的にになりますと個々の事相をとらへ上げてそして判断するよりはかに途はないと、こう考へております。組合自体の自主によつてその行動を規制して行く、これが組合のありかたであらうと私はこう考へております。

○堀木三君 「正当な」をお聞きしても抽象的には今お答えになつた程度だと思ふのでありますけれども、これは木村法務総裁もよく御承知だと思ふのだが、実は終戦後の二・一スト、戦後初めて第一回の電産及び二・一スト、その前後を通じての労働組合運動というものは盛んであつた、そしてそのときにまずに相当先ほど問題になりました日共の幹部などというものが積極的な活動をやつてゐる、実際のところを言つて、そしてその指導下にも随分組合があつてゐる、例を挙げれば組合活動としてはどうかと思われ

る、と申しますより明らかに組合活動としては考へられないという行動であつたことは事実であります。我々あの際に中労委の委員をしておつたわけですが、そういうまあ一々これは法律の範囲で正当か正当でないかと言つて批判して行つて實際のところうまく行つたかどうかといへばこれはそうでなかつたのでございまして、やはり實際の事情に応じて組合自体が自主的にだん／＼に成長するのを待つてゐるというほうがよかつたのじやなからうか、そういうふうにする考へられるのです。法律の冷静な適用というものを考へればいくらかも批判の余地はあります。併し心のおきどころ、根本の見方というものをどこにおくかによつて、この「正当な」という問題が實際の取扱方、判断、つまり何と申しますか、法律の文字解釈をそのまゝ適用しようとする努力、そういう角度から来るものからみると、もつと完全な民主主義的な風潮を助長発達しようといふうな考へ方で見ている者との間にはこれは非常な差が生じて参るといふことは明らかであります。私が一番恐れるのは、この破防法によつて、従来の労働組合法で運用して来た労働委員会自身が判断して来た程度の労働組合運動は、それに或る程度の法律から見ればどうかと言われるところの従来のようにな問題といふうな問題について、一法を適用されるという意図があるのかないのか、而もそれは少くとも今後法律論に當つてはよほど高い標準から判断をされないと誤つたところに参加して先ず心配されるのは、私はそれだと思ふのであります。そういう点

についての、これは法律そのもののより、もつとこの法文自身に運用上の危惧というものが全部まつたつて参るような問題で、それで大きい世論をゆり動かしてゐるのだと思ひますが、そういう点について従来の組合運動に認められた程度では、これは組合の正当な活動だといふことで行くのだとお考へであるかどうか、この点をばつきりお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) この法案は組合運動を規制するというような意図は毛頭ありません。又法文上から申しましても實際はさうなもの規制でき得ないのであります。我々は労働組合運動の正常なる発達をこゝねがう一人でありまして、そういうような点につきましては十分な考慮を払つておるのであります。ただこの法案の目的とするところは、しば／＼繰返して申しますように国家の基本秩序を破壊するようないろ／＼な行過ぎた暴力的破壊活動をなそうとする団体を規制しようとするに過ぎないのであります。いささかも組合運動に対して介入したり又これを抑制したり規制したりするといふような意図は勿論ありません。みならず、この法案によつてさうなことはでき得ないという建前をとつておるのであります。

○堀木三君 今おつしやつただけでもいいですが、実はおつしやつたことに対して疑いを持ちますので、もう少し法律論に入りたいと思ひますが、この破防法によりまして、団体としての活動というものと、そしてその団体の構成員としての活動、及び組合員である個人としての活動といふふうに分けられるかと思ふのであります。団体

としての活動は暫くおきまして、個人としての活動というふうな問題について入つて参りますと、従来は組合の指導者が組合運動をやつて参ります上において、実はこういうふうな予備、陰謀、教唆、扇動、どこまで入り込みますか細かくならなければならぬのです。が、少くとも教唆、扇動については従来の刑法上の取締の対象にしかならぬ。ところが今度はそうではなくて、従来より個人としては教唆、扇動について単独犯として刑法上の教唆よりも違つた教唆、そして扇動というふうな問題について新しく法の対象になつて参るといふことは、私は今度の破防法においては明らかでなからうか。そういう際に従来の組合活動において認められた程度のもは許しになる法の範囲内だと、こゝをお考えになりますかどうか、この点をお聞きいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) この法案の教唆、扇動のいわゆる対象を何においておるか、これを十分に御吟味を願いたい。普通の正常なる組合活動においてしほ行われた行き過ぎの教唆、扇動というものは、これは対象になつておりません。第三条に掲げております国家の基本秩序を破壊せんとするやうな内乱、或いは普通の刑法に規定してあります兇悪犯罪でありまする汽車の顛覆であるとか、殺人であるとか或いは騒擾であるとかいふやうな点についての教唆、扇動であります。従いましてこれまではしほ行われております組合運動の中で一部の者が行なつておりますやうな普通の教唆、扇動、これとはおよそその対象を異にしておるので、今堀木委員の仰せにな

りました御疑念はないと考えておるのであります。

○堀木三君 実はどうも法務總裁の信念なんです、私がお聞きしたいことは、教唆、扇動は無論内乱罪に關連いたします、内乱の予備、陰謀、内乱の補助及び第三条の二号にありましてこの政治上の主義又は施策を推進し、支持し、又は反対するためにイからヌまでの行為に當る場合、その教唆、扇動というふうになつて参るのでありますが、これは木村法務總裁もよく御承知だと思つて参りますが、大衆活動の間において政治上の目的が入つて参る場合は非常にあり得る。例を挙げてみまして何と申しますか、非常に経済が回復してきて、併し労働者の生活は非常に正迫されておるといふ時代になると、どうもこういう政策では自分達の生活が向上しないといふやうな考えになる。もつと具体的な私どもが扱つた問題で例に挙げましたも、金通が會つて非常な過激な労働運動の先頭に立つておつた時があります。そういう時に三等郵便局制度というものをやられては三等郵便局の従事員諸君が正当な労働の対価を受けることができないといふやうな自分の生活に結びついたとして政治的な考え方というものが考へられる。そう当然だといふことが考へられる。そして従来ではこれらに關連してこの三条の二号のいわゆるイからヌまでの間の事柄におきまして、行為そのものをやりました場合は無論刑法に触れる。これは従来では刑法に触れる。併し今回の場合には刑法にいうのと違つた、教唆、扇動の解釈は非常に範圍を廣く解釈し得るやうなものであります。そういう問題が新しく対象になつて参

りますと、大衆の間においてそういう不満が起りそうしてそういうことが唱道される、或いはそういうことが文書に示される、そうして併し刑法にいう教唆でなしに、結果についての行為の問題についての判断はない、或いは教唆、扇動に近い、或いは扇動をしておる、結果の如何にかかわらずそういうものを法律を嚴格に解釈すれば適用されるという状態に入つてくる。こういうふうな私どもは考へられるのであります。併し、そういう点についてはそういう労働組合運動に關連するこれらの行為が新しく法の対象として挙げられて来るのじやないか。こういうふうな考えますが、その点についても一度御意見を伺つて頂きたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 民主政治におきましてはどこまでも政策についての批判が許されるべきものであつて、私は考へます。併し一つの施策を支持し、又は推進し又はこれに反対する場合、又はこれを大きくすれば、議會を通じてこれをやるべきものであらうと私は確信いたします。議會政治の下におきましてはこの政治の批判をし、或いは政治の主義、主張を貫徹するといふことがそのあり方であり得ます。いやしくも暴力を以て自己の主張する政治のあり方を推進するといふやうなことは議會政治の私は否認と、こゝ考へております。而してこの政治上の主義、主張を暴力を以てやる、これは國家治安の面から申して許すべからざるものであるのみならず、一種の議會政治の否認であるとは考へておる。従いましてかやうなことは十分に國家としては取締つて行く必要があるものであります。

す。ただ普通の労働組合又は労働組合員が政府の施策を批判し或いは攻撃したりすることは、これは私は自由であらうと考へております。何らこの法案の対象となつていないのであります。

○堀木三君 暴力に非常に重点を置かれて説かれると困るので、その点はわかつておるのですが、教唆、扇動が入つて参ると、暴力にならないといふ言論をし文書を出した行為そのものだけでも罰せられることになる。結果自体については問わないわけですが、もう少しそうすれば具体的な例を見ますと、まあ労働組合運動も過激なときは御承知の通り電車、汽車の往來を邪魔するやうな行為が現実に發生する。そういう發生した行為自体について言うのではございせんが、組合活動の範圍内において今度はスローダウンしうではないかといふやうな問題がある、片方の組合員からはスローダウンはしないといふやうな中で討議がされるわけですが、それで健全なところへ行かないかと思つて、併ししうしうではなかつたかと言つたら組合の方針としてはそういう行為はしないといふ決定になつておりますから、なつた場合には組合としての行動ではない、併しながらそういう扇動した者がある、そうして結果的にそういう場合が発生するといふ場合に、發生しようとしなかつたかかわらず扇動した者はこの法律によつては犯罪の罰則の対象になるというところは明らかでないでございせんやうか、そういうものではございせんやうか。

はこれに反対するために三条二号において列挙しました兇惡なる犯罪行為を行ふ扇動であるのであります。又組合においてかやうな兇惡なる行為を扇動するといふやうなことは、およそ私は考へていない、正常なる組合、而も質的にだん／＼發達しつつある組合において、かやうな兇惡なる犯罪行為をやるうじやないかといふやうなことを、およそ我々は想像し得ないのであります。従いまして、仮にさやうなことをやるうとするを扇動するやうなことでありますれば無論この法規によつて処断する目的を持つておるのであります。かやうなことは民主政治において許すべからざるものであるのみならず、非常に國家的に見て影響するところが大きいのであります。かやうなものは無論法規の対象となるのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) この法案の対象となつておるのは、いわゆるこの政治上の主義主張を支持し、又

○堀木三君 実はその点につきまして、この法案では「容易ならしめるため」とか、「目的をもつて」或いは「反対するため」といふやうな目的が掲げられておる。この目的については筆証の責任があるから濫用されることはな

にはその程度まで行かないのがあるが、ちのことです。そういうことを「ため」という字と、そして「教唆」「せんだ」という文字を拡張解釈されて行くようなことになる、従来の組合活動というものについて非常な制限が入って参

いいじゃないかというこの程度のものでその保障ができるというふうに考えられることは法としては少し足りないのじやなからうか、こういうふうに考えられるのでありますが、そういう点についてどうお考えになりますか。

各階層の人を選ぶんだ、こういうようなお考えでしょうが、その点は法案にも出ているわけでございますが、実はそれだけでは安心ができないということが問題じゃなからうか。やはり法律に選定の方法ということがはつきりさ

○國務大臣(木村篤太郎君) この労使関係における、中央労働委員会の委員の選定方とは多少構想を異にしております。申すまでもなく中央労働委員会における委員はこれは労使関係であります。労使の双方において信頼を得る

ておる。併しこれが果して守れるか、守れないかということをも一つの公安審査委員会について申上げたのです。が、私も一つ、この点で、この法案についてお聞きしたいと思うことがあつたのであります。それは二十四条の問

る。こういうふうな私は心配をするのであります。そういう点について何らかの保障がなくてはならん。でこの保障の問題になりますと、先ほどから委員会でしばしば議論になっておりますように、公安審査委員会をお作りになるとかいうふうなことで、そうして人権を擁護をするんだ、こういうふうにお考えになっておるようですが、こういうふうな委員会制度というものは労働委員会にあるのであります。独立して判定する委員会がある。

○國務大臣(木村篤太郎君) 勿論この規制すべきか、規制すべきでないかという判断は公正に行われなければならんことは当然であります。そこで我々はその点について最も考慮を払つたのであります。公安審査委員会設置法第三条にありますのも、委員会は独立で公正な判断をさせる建前で、なんらの制肘なく公正な判断によつて、規制すべきであるか、すべからざるかの判断をさせるためであります。而もその委

るべきしやなかろうか。労働委員会で
も問題は労働委員にいい人を選びます
から、ここに書いてありますように
「人格が高潔であつて、団体の規制に
関し公正な判断をすることができ、且
つ、法律又は社会に關する学識経験を
有する者のうちから」というふうな人
間をお選びになるということだけ、そ
うしてそれが国会の同意を得るとい
うことだけでいいであります。む
しろ私は進んでこの代表を選定する

ようか中立人を選定する、これは尤もなことであります。併しながらこの法案は労使だけの問題ではないのであります。これは国民一般に関する問題であります。従つて広く各層から有識者を選んで、その人に公正な判断をして頂く、こういう狙いがあります。勿論実際の取扱いにおいて、この委員を選定する場合においては、十分各層の意見を我々は聞くつもりでおるのであります。

題であります。二十四条の2であります。すが、行政事件訴訟特例法によつて、裁判所に取消変更を求める訴を提起して、その処分、執行の停止を申立てることが出来る。この法案によりますると、公安審査委員会の決定がありますれば、すべてそのときその決定が効力を行政処分によつて生じまして、行くところは団体の活動については解散まで参入というふうな点が規定されておるわけでありまして、この行政事件訴訟

ところが問題になりますことは委員会自身を作るとのことよりも、どういふふうな委員会が構成されるか、そうしてその委員会がこれならば公平にそうして本当に正當に判断するであらうというふうな構成の手段そのものが非常に問題になつて来る。中央労働委員会にいたしましても労働使のおの／＼同数から出る、そうして中立から立派な人が出る、そうしてその判断ならば現状として公正に考えて行けるじやないかと

員会を組織する委員は国会の承認の下にこれを任命するという形であります。そうして先刻私が申しましたように、我々の構想といたしましては、その委員はできる限り各層の有識者になつて頂く。例えて申しますと、或いは労働関係であるとか、或いは宗教関係であるとか、或いは法曹関係であるとか、或いは言論関係、こういうような最も中正なる判断をなされる人を国会において承認して頂きたいという建前をとつておるのでございます。私

までの過程の問題、そういう問題を公正にやられることが皆を安心させる方法ではなからうか。つまり中央労働委員でも労働者側からもいろいろな母体から推薦され、及び経営者側もいろいろな母体から推薦される、そうして中立の人が推薦される。そういう構成でやつて行くのだというところに初めて組織としての信頼感が生じて来る。個人としての信頼感というものはこれとそれ／＼によつて非常に違ふ。併し

○堀本鍾三君 無論中央労働委員会と違ひまして、一つのあいいう専門的と申しますか、労働問題自身も各般の問題に関連しておりますが、いづれにいたしましても専門的の問題である。ですからこの公安審査委員のかたが、むしろ私は一例に上げただけであつて、ああいう形だけで選ばれるとは思ひません。思ひませんが、併しそういう選出の方法というものは私は非常に大切であると思う。選出の方法についてお

訟特別法によりまして内閣総理の異議の申立てができるようになっておる。これらの点について、少くとも団体が解散まで行く場合には單純な行政事件訴訟特別法だけのそのものの適用ではなくて、誤まつて解散をしてしまうことは國家賠償法の問題でありますとか或いは公務員の職權濫用規定でありますとか、いろいろの問題が起ります、が、団体自身の解散そのものを救済するといふことが、団体が対象であるだけに考

いうような状態であつて初めて労使双方の信頼を得た組織としてそうして独立して中立を守つて参れる、こういうふうを考えるのであります。私ちよつと中座いたしましたために菊川委員がこの点についてもお触れになつておりましたようであります、そういう点について法的な保障が要るにかかわらず、そういうものがここにない、ということとは、私は公安審査委員会を作るから

は、この委員会は将来において十分公正に御判断を願えるものと確信する次第でございます。

○堀本鑑三君　法務総裁がこの規定だけでは必ずできるとお考えになること自体に少し私疑問を持つのであります。

「むろん法務総裁としては必らず信頼を得るような人間をそうして安んじて人権の擁護の点から見て遺憾なきを期する」という人間が委員になるのだ、而も

経て来て選ばれた人ならば先ず大丈夫
だと、こういうふうにかへるものが、
法制上の建前じやなかろうか、私はそ
う思うのでありますが、そういう点に
ついて実は若し法律で規定されない
となれば、どういう方法で規定される
か、そういう点については全然お考え
がなかつたのであります。どうか、
この点を一つお聞きしたいと思つたの
であります。

考えを、少くともこの法案を審査するに当つてはそういう点について考え方をはつきりして頂かないといけない問題ではなからうかと、こういうふうに考へております。

もう一つお聞きしたいと思うのですが、もう一つの問題は、この規定は一条、二条におきまして、非常に憲法との関連におきまして、文句としては非常にいろいろな弊害、濫用の起らないような原則規定をおきめになつ

えられなければならない。そういうこととありますから、この際に内閣総理大臣の異議の申立てができない。申立てをするというあの条項を削除するというふうなお考え方は、団体を対象にしてお考えになつて、そうして民主的な方向からこの問題を取扱われようとする考え方ならば、そういう点についての御考慮があつて然るべきものだ。そういう点について立法上の処置をどうしておとりにならなかつたか。この

点を一点お聞きしたいと思うのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 堀木委員御承知のように、この審査委員会の決定に対して、最後には裁判所においてこの可否の判断を求める、異議の申立ての訴がある、それに対して裁判所が仮に決定停止の処分をした場合に起る問題である。これは国家治安の關係から見て、總理大臣が裁判所の停止の決定が行過ぎであるという場合に初めて発動するのであります。併し結果におきましては、最終的に本案の裁判所においてその可否が判断されるのであります。従来経験に鑑みまして、裁判所においてこれを迅速に本案の終局をさせるようにというので、百日以内にこれを解決するようにという規定を設けておる次第であります。總理大臣が裁判所の決定に対して取消しを求める場合は、これは全般的に見て國家の公共福祉上、その決定が許すことのできないという場合に初めてなされるべきものである。これは國家の治安に任ずる最高責任者である總理大臣がなすべき當然のことであろうと我々はそう考えておるのであります。

○堀木委員 一面から見ますと、行政の責任者としての總理大臣にその権限を与えるというところは一つ考えられるわけでありますが、この場合には、団体としての解散を命ぜられて、それについての訴訟は、成るほど正式な裁判をして百日と申しますが、その間に細かいいろいろな問題があると思いますが、ともかくも百日以内においてと言われるのであります。ともかくも最終的にはそういう基本的人権が奪われ、

社、そうして団体が解散する、集会結社の自由、そういうものが奪われるというところにつきましても、これは最終的に如何に行政の責任を持つていようか。そこは三権分立になつた特徴なんです。行政事件だけで解決しないことは無論法務總裁のおつしやる通りであります。併し少くとも団体のこういう行動について規制されることは、殊に解散の場合にはそれは回復し得ない損害を与えられ、回復し得ない状態に団体になるというふうな問題は、少くとも總理大臣の異議の申立てについての権限を取つてしまふ。殊に法務總裁の言われるように権力の集中を避けるという点から見ましても、この団体に對する処分としてはこういうものは私は処分の執行停止命令というふうなものに對して、總理大臣の異議の申立てはこれに關する限りはお取りになるのが大体法務總裁のお考えに副うておるのじやなかろうか。そうして裁判の判決も確定した場合に付きつきりするわけであつて、そういうふうにお考えになるほうが新しい立法としては私は全体としての趣旨に副うておるのではないかと。そういうふうな問題がここにいろいろ、第一条、第二条について原則的に規定してありますものが法的処置として何らかの救済方法がはつきり他の法律とは違つたところがある。規定に盛り込まれておつて私は安心ができるのではないかと。それがなければ少くともやはり従来の通りに濫用されやしないか。濫用されたときの文句は原則的にはそういうことにならないように書いてあるが、實際にはそうでないというところがある。どういふふうな心配を私試するわけにはいかないのじやない

か。その程度のことではこういう団体を対象とした新しい立法例に對して特別にお考えになる必要がなかつたかどうか、こういうふうな考へるのたいたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今の御趣旨はよく了解できますが、お言葉の中に三権分立云々というふうな言葉も出ましたので、一応私もその原理から考へておること、即ち原則的の考へ方を申上げておきたいと存じます。もとより憲法における三権分立から申しますならば、裁判は司法権の属する裁判所で行うのでありますけれども、その裁判というものは憲法に定められた手続を経て行われるものが裁判であるかと考へます。ところがこの執行停止の処分はそういう手続で行われない、いわば仮処分的な手続で行われるのであります。それ自体をつかまえてみますならば行政手続と同じことだといふことが言えるわけでありまして、従ひましてこの行政権の行ひました処分に対しては裁判所が成規の裁判手続を経て引つくり返されることはこれは憲法のまさに容認しておることである。それよりいふけれども、その手続の段階において仮処分的に処置するといふことは、実は裁判所がたゞ行政権を行つたといふような極端な言い方でもできるのではないかと。御承知の芦田内閣の頃に平野事件というものがございまして、そのときに政府が聲明したものであります。その考へ方はまさにこの行政事件特例法の十條の考へ方の根本になつておるといふふうに私も確信しておるのであります。

○堀木委員 私も佐藤さんの言われることはよくわかります。併し団体を対象にした新しい立法として、而も實際結果から申しますれば団体の死刑なんですね。そういうふうな点から考へますと普通の從來ある立法例だけでお考えにならないで、特にそういう点について法益を擁護する、殊に憲法に保障しているような法益を擁護するといふふうな考へが、私は特に新らしく考へるべきものでなからうか、こういうふうな考へて申上げた次第であります。

な細かいことについていろいろお聞きしたいのですが、時間も大体参りました。また延びると思ひますので一応私の質疑はこれで打切ることいたします。

○委員長(小野義夫君) 次は堀木委員に發言を許します。

○堀木委員 私二時間質問の時間を頂いておるのであります。私は今日身体都合が非常に悪いので、委員長や皆様のお許しを得まして今日は大体総括的な質問を一つ質問いたしました。明日法案の内容に關する質問をしたいと思ひます。

本日の質問は大体この法案を中心として、總括的な基本的な問題に重点を置いて質問をしたいと思ひます。要するが、それに先立つてちよつとメーデーの事件に關して法務總裁の御意見を伺いたいと思ひます。私もあの事件が起りましたことにつきましては大変残念なことだと思ひます。今後の団体活動、殊にメーデーに對しましてあれが支障とならな

ければいいという感じもいたすのであります。ところで法務總裁にお尋ねしたいのはあの事件に關係をしたという認定の下にその後逮捕が続けられておるのであります。或る組合であります。或る組合と申しましては大変遺憾としておりますが全商工の或る電気試験所の分会に屬する人であるのであります。その組合におきまして六名逮捕状が出まして逮捕されたのであります。ところがその六名のうち二名は職場におりまして終日勤務をいたしております。従つてメーデーにも参加しておらん人が二名の中に入つております。それから別の二名はメーデーには参加したましたが、メーデーのあとの例の行進には参加しておらんかったものが二名の中に含まれておる。残りの二名は行進に参加しておるのであります。職場に終日勤務しておつた職員が二名も逮捕されたといふようなことはこれは非常に重大な問題ではないかと思ひます。勿論檢察當局乃至は法務府といたしまして、或いは警察當局といたしましてメーデー事件に参加したかどうかという客観的なものに逮捕したものは思ひますが、併し職場で勤務しておつたことが明確であるといふ事実があるにもかかわらず、これを逮捕したといふことはどういふふうなところなのか。私これは今後の破防法の適用の問題にも關連する問題であり、しばしば法務總裁は濫用は避け、今日の菊川君の午前中の質問に對しまして適正にこれを運用するのだといふことを申されておられますが、私どもは曾つての治安維持法の問題や或いはその他の諸問題に關連しましてしばしば法律が濫用され職權が濫用さ

れているというところを見てもお尋ねしたいので、この点に關しましてお尋ねいたしたいのであります。なお具体的に名前を指示しておつしやればこの席でははばかりますが、私手許に持つておられますのでそれを法務総裁のほうにお見せしても結構だと思ひます。それの先ず御答弁を願ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今御指摘になりました六名の、これは恐らく檢察庁において慎重に取調べたと考へております。まだ何らの報告も私は受けておりません。その六名のうち二人がメーデーに参加してないというお話であります。併し逮捕した以上は何かそこに理由があるものと考えておるわけでありませう。一応私はそう考へます。ただメーデーのあの際に参加しなかつたからこれは不当な逮捕じやないかという御質問と承わりました。恐らく参加せなくとも或いは謀議に参画しておつたかも知れないのであります。それらの点につきましては恐らく檢察庁において慎重に取調べをしていくことであると私はこう考へております。

○堀眞琴君 只今の御答弁ですと檢察当局では相当の理由があつて逮捕したのだらう、恐らくは謀議に参加したのではないだらうかという御答弁のようであります。私その組合の責任者のかたにお話を伺つておるのであります。が、その組合においては別に騒擾に關する謀議を事前に行なつたことはありません。而もその組合はいわゆる民主的な組合でありまして、決して過激分子をそのうちに含んでおらぬのであります。而も只今申しましたように、その組合においてはメーデーに参加するこ

とは決定しておりますが、併し公務員であり、従つて全員が参加することはできないという事情もあり、組合の中の何人かは勤務するということにきまつてその中に入つておつた人でありませう。事前に謀議したという事実は全然認めることができない、こういう事情の下において逮捕する、これは少し行過ぎではないかと私は思ふ。勿論逮捕されて三、四日で釈放されたようでありませう。六人が六人ともまだ檢察庁のほうに送られたということも聞いておりませう。併しともするといふと、私も警察官乃至は檢察庁の行過ぎを目撃いたしております。その点に關しまして一度法務総裁から明確な御答弁を願ひたい。つまり人権を尊重するといふことについて、それから警察官の今後の行過ぎに對しては十分取締るといふことを法務総裁からお答を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今堀委員からの行過ぎの点であります。誠に御尤もと考へます。いやしくも行過ぎをして基本的人權を害するやうなことがあつては相成らないのであります。これは勿論慎重に取計らわなければならぬと考へております。そこでこれは結局警察官としては教養の間に断その他いろいろな点にむづかしいところがあるかと考へております。それらの点につきましては我々としては將來十分の注意を以てこれらの点について十分の考慮を払ひたいと考へております。万一行過ぎの点があり、又非常な迷惑をこうむつておるやうな事実がありますれば、どうか遠慮

なくお知らせを願ひよう存じます。○伊藤修君 今の堀さんの御質問の、いわゆるうちに於つた二人の逮捕の状況を明日までに調べて御報告願ひたいと思ひます。刑政長官にお願いいたします。

○堀眞琴君 只今の法務総裁の御答弁で明らかになりましたので、この問題はこれだけいたしまして、私は先ず第一にこの破壊活動防止法案が世論を無視して提案されておるといふことについて法務総裁の所見を質したいと思ふのであります。

御承知のように、この破壊活動防止法案が提出してから、労働組合は勿論であります。労働組合ばかりではなく、各種の団体がこれに對して反対を表明しております。その団体の中でも、例えば公的な機関ともいふべき日本學術會議がこれに對して反対の聲明を行ひ、或いは又大学、特に同志社大学その他の大学においてもその全教授がこれに對して反対の態度をとつております。又民間の団体といたしましても新聞協會その他の報道機関の団体或いは文化的な諸団体のかた々が率つてこれに反対をいたしておるのであります。民主政治といふのは御承知のように國民の輿論が政治に反映するといふことであります。幾ら与党が多数を持つてい

るからと申しまして、その多数にものを言わせて國民の輿論を無視して法律を制定するといふことは私は民主政治ではないと思ひます。民主政治は飽くまでも輿論の基礎の上に立たなければならぬといふことは、これは誰でもが知つていふところの基礎的な考え方だと思ひますが、ところが今度の破壊法に對しましては今申上げたやうに各種

の団体が反対を表明してこれに對しては非常な疑問の意を表明している。現に衆参兩院の公聴会におきます公述人の陳述に見ましても大半がこれに對しまして反対をする。こういう状態の中で果してこれが民主政治の形において出されるということは可能なものであるかどうかといふことにつきまして先ず法務総裁の御意見を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 成るほどこの法案につきましては各種の団体において反対意見を表明されておるのでございませう。併しこれを詳細に検討いたしますと、必ずしもこの法案全部に對して反対とはいへないものであります。殊に熊本から出て来た、あれは農民を代表した人か私は知りませんが、この人たちの言にいたしまして、これはむしろこの法案に對しては農民の聲は大多數賛成だ、何が故にこの法案に賛意を表さないかといふやうな声も聞いておるのであります。これはまあ我々は一部の声と考へております。昨日も私は日本學術會議のあの議事の内容を詳細に検討して見たのであります。が、遺憾ながらこの反対を述べられたるかたの御意見はこの法案の本当の真意なり条文を十分検討していられない嫌みがあります。詳細に讀みまして十分に検討されておるかたはむしろ賛意を表明されておるのであります。

(ノー／＼と呼ぶ者あり) これは私は必ずしも全部のかたが反対されておると思ひませう。これは國民投票でもとらなければわかりませんが、一部の聲は反対の聲があることはそれはもう事実であります。併し我々は日本の現下の情勢に鑑みてかような法案を出さ

ざるを得ないといふことを誠に悲しむのであります。併しこれは是非とも必要であるといふことを確信しておるものであります。もう少し我々の真意を、この法案の内容を御検討下されば十分に私は大多數の支持を受けるものと、私はこう考へておるのであります。

○堀眞琴君 只今法務総裁のお話では農民全体がこれに賛成しているといふ公述人の陳述があつた、こういうお話であります。日本の中でも農民の団体は大体においてこれに反対しておられるのであります。従つて熊本のあの農民のかたが陳述された内容が全農民に當てはまるものとは私は考へることはできないと思ふのであります。それはそれとして、學術會議の問題であります。私もそれからこの法務委員會をやつておられる羽仁五郎君も第一回目の學術會議には會員としましてその總議事にも當つたのであります。勿論第二回目の選挙のときには私も羽仁君も學術會議に關係いたしません。併し學術會議の議事というものは極めて公明に行われ、単に一部の人がためめにするところがあつてこれを反対の聲明にまで持つて行くといふやうなことは私はないと思ひます。それからこの法案の全体について認識が欠けているじやないかというお話であります。が、これを提案しましたかたは一人は公法の専門家であります。一人は労働法制の専門家であります。そうして賛成意見を述べられたかたは主として第二部、つまり法律政治に關する會員のかたから述べられております。その他の部のかたから述べられておられて、この學術會議

の団体が反対を表明してこれに對しては非常な疑問の意を表明している。現に衆参兩院の公聴会におきます公述人の陳述に見ましても大半がこれに對しまして反対をする。こういう状態の中で果してこれが民主政治の形において出されるということは可能なものであるかどうかといふことにつきまして先ず法務総裁の御意見を承わりたいと思ひます。

が極めて一部の分子によつて指導され
たというようなことは私にはあり得ない
と思ひます。従来私どもの経験から申
しまして、一つの議事に対しては
は相対各方面から論議が尽されたので
あります。羽仁君などは現に思想、学
問の自由を護るための委員会という委
員会の責任者になられて、そうして
その委員会において、或いはお聞き
及びだろと思ひますが、学問、思想
の自由を護るための各種の議案を作
つておるのであります。學術會議の権威
にかけて私は法務總裁の述べられた言
葉は大変遺憾だと私は思ふのであり
ます。總裁の御意見によりますとい
うと、各種の団体がこの法案を十分に
研究しておらぬからというお話であ
ります。この法案を研究すればする
ほど私どもはこれに対して賛成する
ことができない。曾つての治安維持法
の例もあり、我々としては飽くまでも民
主日本として、平和国家としてこれを
成長せしめるためには、こういうよう
な弾圧法を出すことは、却つてこれに
対抗するところの勢力を成長せしめ、
いくらか取締法を作つて見たところで、
それによつてあなたのおつしやるこ
ろの共産黨の勢力というものは私には
なるものではないと思ひます。根本
は別のところに私はあると思ふのであ
ります。そうしますと、徒ら
に取締法規を作つて共産黨を弾圧する
のだという名目の下に、ほかの団体が
却つて飛ばつちりを受けるといふ結果
にもなります。むしろ私はこうい
うような法案は世論の赴くところに従
つて慎重に考え直されるほうが適當で
はないかという工合に考えますが、木
村法務總裁はどのようにお考えになり

ますか、お答えを願ひたいと思ひます。
○國務大臣(木村篤太郎君) 私はこの
各種の団体のかたぐひからの御意見に
ついてこれは尊重するに否かではない
のであります。併しこういう人がたは
本當に現下の事態はどうあるかといふ
ことをもう少しお調べを願ひたいと私
は希望するのであります。我々のこの
法案を提案したといふのは、十分に現
下の情勢を取調べた上でその判断の下
にこれをやつたのであります。もとも
と我々は學問の自由、思想の自由はこ
れは十分尊重しなければならぬ。併し
ながら暴力を以て自己の主義主張を貫
徹するといふことは、これは民主政治
の破壊であるといふことは、我々も
す。どこまでも思想には思想を、言論
には言論を以てこれを対抗せしめるこ
とが民主政治のあり方でありま。暴
力はどこまでも我々は否定せざるを得
ないものであります。この法案の企圖す
るところは、結局破壊的暴力を以て国
家の基本秩序を破壊するといふような
団体を規制し、又はこれに関する刑罰
の一部を補正しようといふのであり
まして、決して學問の自由思想の自由を
抑圧するやうなものではないと考へて
おります。又従来治安維持法、これ
と對比いたしました十分御検討下さい
ますれば、およそこの法案と治安維持
法との本質的に異なつておるといふこ
とは明瞭であらうと考へる次第であ
ります。
○堀眞琴君 今の御答弁必ずしも納得
できないのであります。時間も制
限されておりますので問題を移して行
こうと思ひます。
次にお尋ねしたいのは、基本的人権
と公共の福祉に関する問題でありま

す。基本的人権は御承知のように憲法
第十一条並びに九十七条によりまし
て、永久の権利であり、不可侵の権利
である、人類の長い歴史の闘争を経て
獲得したものであるからして、國民は
不斷の努力によつてこれを守らなければ
ならないといふことが規定してあり
ます。従つて基本的人権を侵害するこ
うことは、憲法上許されることでは
ないと思ふのであります。ところで憲
法の第十二条、第十三条によりまし
ると、基本的人権を濫用してはなら
ばならぬ。それから又基本的人権は公
共の福祉に反してはならないといふこ
とが規定してあるのであります。基本
的人権と公共の福祉との關係につい
て、この兩者は一方が他方を制約する
ものであると考へるのか、それとも他
面から言ふと、基本的人権そのものが
公共の福祉ではないかといふ考へも出
て参ると思ふのであります。法務總裁
としてはどちらのお考えを持つてお
るか。その關係について御説明を願ひ
たいと思ふのであります。
○國務大臣(木村篤太郎君) 私は基本
的人権と公共の福祉がどちらが優位で
あるか、私は優勢はないと考へており
ます。併しながら基本的人権が、個々
の基本的人権が集合したものは一つの
公共の福祉を構成するものではないか
と考へております。全國民の人權の總
合されたものが一つの公共の福祉を形
作るものじやなからうかと考へており
ます。そこで公共の福祉と基本的人権
との關係において優勢といふことは私
は輕々しくいふことはできんと思ひま
す。その場合において一つの個人の
基本的人権を擁護する余りに、多數の

基本的人権を侵してはならない。その
調和が私は必要と考へておる次第であ
ります。一つの基本的人権を守るため
に多數の基本的人権が害せられるよう
なことがあつてはならない。これは公
共の福祉といふことにおいて制限を受
けるものといふ考へます。
○堀眞琴君 只今の御意見によりまし
ると、公共の福祉と基本的人権の
間には優勢はない、同列そのものであ
るといふお考えであります。そうして
その實質的内容といふものは、基本的
人權の總合されたもので、全國民の福
祉の總合されたものがいわゆる公共の
福祉である、こういうお考えのよう
に承つたのであります。そうします
と、一體全國民の福祉の總合
されたものといふのが、果してそれ
によつて公共性を獲得することができ
るかどうかといふことが問題になつて
来ると思ふのであります。といふのは、
私はここで思ひ出すのであります。例
のルソーのボロンテ・ゼネラルの思
想、ボロンテ・デ・トウの考へ方、そ
の考へ方をここで今すぐ思ひ出すので
あります。あの考へ方、全体の、
個人の意思の集つた總合されたものが
全体の意思であるといふ考へ方をおと
りになるのか、その点を先ず重ねてお
尋ねして、それからその内容について
又あとで御質問したい。
○國務大臣(木村篤太郎君) 只今のこ
よつと御質問の趣旨は、私はは受取り
得なかつたのであります。國民の意
思がどういふことでありましよう
か。
○堀眞琴君 ルソーの社会契約論の中
に、全体の意思という言葉が出てお
るわけ。總意という言葉と、それに

對するものとして個人の意思のまと
つたものと、それから全体の意思とい
うものを比較して論じておる部分があ
る。私はここに資料を持つておりませ
んの、正確には申し上げられないので
ありますが、ルソーはボロンテ・ゼネ
ラルといふものはそういう個人々々の
意思の總計されたものではないのだと
いふことをあそこで説明しておるわけ
であります。なぜそうでないかといふ
と、個人々々の意思がいくらか集計され
てみたところで、それが全体という意
思に相成るのだと、こういうことであ
ります。全体としての内在的な、而もそ
れを超越するところの意思が考えられ
なければならぬ、こういうことを説
明しているわけ。言葉は少し違ふ
かも知れませんが、併しそういう意味
のことを述べているのであります。が、
あなたのお話によりますと、國民
一人一人の福祉が總合されたものが
公共の福祉だと、こういうお話です。そ
ら、私はたまたまそれを思ひ出し、そ
れと同じような意味においてあなたは
お話になるのか、こう言つておるわけ
です。
○國務大臣(木村篤太郎君) よくわか
りました。少し私は言葉が誤まつてお
つたかも知れませんが、私は個々の
一人一人の人權を取上げて、そうして
それが總合されたものが公共の福祉だ
と、そういう意味ではない。今堀委員
の御説明のようか、団体の意思と申
しまして、個人の意思が、これは一
人一人合致したものが団体の意思とい
うわけではない。やはり個人と離れて
の団体の意思といふものはあろうと、
我々は考へられるのであります。やは

り公共の福祉というものは大きな観点から見て、何がこの国民の福祉を招来するものであるか、又それによつて国民の多数の基本的権利が維持されるものであるかという、その観点から私は判断するものである、こう考えるのであります。

○堀眞琴君 全国民の福祉というお話であります、余り議論めいたことは私はここでは遠慮しようと思ひます、併し全国民という言葉についてお尋ねしたいと思ひます。全国民と申しまして、国民の間の利害関係は

いへば使用人と労働者といった場合に、利害の対立するものがありましようし、又使用人相互の間でもそれ／＼経済的な利害関係は対立しております。又労働者でも同じように、利害関係があると思ひます。社会の構造が一樣ではありませんから、全国民と申しましてもなか／＼それは一樣なものだとは考えることができない。むしろ全国民である、国民一般であるというこの考え方によつて、そういう抽象的な考

え方によつて、例えば公共の福祉というものをその時の政治権力によつて如何ようでも解釈できるといふ面が出て参ると思ひます。私はその意味において、全国民というものをどのように法務総裁は考えておられますか、ちよつと解説したいことを私は申し上げましたが、全国民というものの福祉を具体的にどのようにお考えになつてゐるか、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 全国民とは、あなたも御主張になり、私も申上

げましたように、二人々々の個人全体を総合したものでは、これは全然ございせん。その国民のうちにもいろいろな各種の意見を持つ。又行動においても異にしているものもありましようが、併しながら、およそこの国民の意思がどこにあるかということとは、大きな観点から推察し得るのであります。結局その大きな意思は国会において反映されるものと、私はこう考えておるのであります。

○堀眞琴君 今のお話ですと、国民の向うところは大局的に推察することができ、具体的にはそれが国会に反映している、こういうお話であります。一応形式的にはそういうことも考えられると思ひます。併し実質的にはこれを分析して見ますと、全国民と申しましても先ほど申しましたように、経済的な利害関係、その他の諸関係がいろいろ錯綜してありまして、なか／＼それを大局的に、あなたのおつしやるように大局的につかむということとは私は困難ではないかと思ひます。むしろ具体的に、そのより所をどこかに求めなければならぬと思ひます。私はそこでこれ又解説めくのであります、例えば権

利の内容について曾つての近代初期の社会におけるところの考えられた内容と、それから二十世紀になりましてからの内容とは格段の歴史的な変遷を遂げてゐると思ひます。その歴史的な変遷を頭に入れますと考へますと、大體国民というものはどういふようなものかといふことの見当がついて来るのではないか、こういう工合に考へる。その点は私が申し上げましたような方向においてお示しを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御説の通り権利の内容につきましては、その時代時代によつて変遷のあることは勿論であります。併し私はこの一つの国家のあり方におきましても、いわゆる大きな筋というものはあらうと考へております。道徳においても然りであります。道徳律においても時代においてと

きどきその変遷は見るのであります。が、大きな筋には変りはない。例えば親子の関係、子供が親に対して孝養を尽すといふことは、これは如何なる時代を通じても動かざる鉄則と考へております。国家においても一つの大きな筋といふものはあらうと私は考へております。そこで具体的に申し上げますと、国内の治安が乱れるといふことは全国民にとつてこれは大きな影響力を持つておるのであります。治安といふ面から見れば、これは現在の段階においては一本であるべき筋であります。い

わゆる全国民の治安が護られて初めて国民の全人権が擁護される、その立場にならうと考へます。それは一つの大きな筋であらうと考へてゐるのであります。

○堀眞琴君 時代によつて変遷するが大筋は変わらない、それは単に社会秩序ばかりではない、道徳律においても同様であるといふお話であります。併しながら、例えば国民という言葉があります。国民という言葉が現われて参りましたのは近代になつてからであります。はつきり国民という言葉が一般に使われるようになったのは、大體においてフランス革命前後からだと思ひ上げて差支えない。その以前においても

ネーションとか、ナチオンという言葉はないわけではあります。併しその

前のネーションとかナチオンという言葉の意味するものはまだ確定しておらなかつたと申上げて差支えないと思ひます。そのネーションとかいふ言葉がフランス革命当時においては当時の市民階級の言葉として用ひられ、ナショナル・ステイツといふのはその市民階級の政治的目的として掲げられておつた。併し今日では市民階級ではなくしてもつと大衆的なものが国民として考へられて来ているようになつてゐるわけでありまう。つまり国民を形成してゐるところの要素といふものは近代の初期と今日とはまるで違つてゐる。そういう観点から基本的な人権乃至は公共の福祉といふものを考へて行かなければならぬと思ひますが、その点に關しまして、もう一度法務総裁の御意見を伺ひます。法務総裁は只今は治安の問題からそれられてしまつて、肝腎の基本的な人権と、公共の福祉に關する問題からそれてしまつた、私は大変残念だと思ひますが、もう一度重ねてお答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 国民の利害に一つの見方があるのではないかと

いふように受け取れるのであります。が、私は国家を形成してゐるものは即ち国民である、こう考へております。根本において變りはないといふ考へ方でありまう。

○堀眞琴君 国家を形成するのは国民だといふお話であります。確かにそれに違ひない。併し実質的にその内容を検討しますれば、歴史に變遷がある。これをもつと古く遡ればギリシャの国家は当時の奴隷や或いは被征服者は全然含んでおらない。キヴィタスといふ言葉にしろ、その他の言葉にしろ市民

団体という概念です。国家という言葉にしても、国民といふ言葉にしましては、近代初期と今日とはその内容は、実質的にはその内容が拡大されてゐると申しましようか、違つてきておる。こういう工合に見なければならぬと思ひます。その点を法務総裁はどのように考へられるか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御趣旨はよくわかりました。古代国家においては

はいわゆる市民の以外に一つの階級があつた。いわゆる奴隷階級といふやうなものがあつた。併し国家を形成してゐるのは市民階級ではないか。ところが現代においては變つてゐる。それはまさにその通りであります。現代においてははいわゆる国民が国家を形成してゐる。国家の要素は国民である。その点において昔のい

わゆる市民階級と奴隷階級といふやうなものがあつた時代とは大いにその趣きを異にしてゐる、こう思ひます。

○堀眞琴君 どうも法務総裁は私の質問をちよつとも理解されておらんだらうと思ひます。そう余りこゝろ議論を重ねてもしょうがありませんから端的に申し上げますが、今の国民の大半を占めるものは何かといふことをお尋ねしたいわけですが、そこへ持つて来るために私はくど／＼とお尋ねしておたわけなんです、併しどうも法務総裁はその点を理解できない。結局私の結論としてお尋ねしたいことは、国民の大半を占めるものは何か。その権利を擁護することこそが公共の福祉に合することではないかといふところへ、私は持つて来たかつたのであります。ところが残念ながらどうもちんぷんかんぷんなお答えばかりされるので、どうも的を外れ

てしまつたのですが、その結論のほうをお尋ねいたしましょう。一体法務總裁は今の国民の大半を占めてゐるところの、いわゆる勤勞階級です。労働者であるとか、農民であるとか、中小企業も含めて一切の勤勞者階級といふものが国民のうちに大半を占めるものではないか。従つてその人々の基本的權利こそが公共の福祉そのものに合致するのではないかと、ことをお尋ねいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) 勿論この国民の大多数を占めてゐるのは勤勞者階級に違ひありません。その勤勞階級にはいわゆる工場労働者もおりまじうし、農民もおりまじうし、今述べられた中小企業者もおりまじうし、これらが国民の大多数を占めてゐることは申すまでもないのであります。これらの人たちの權利を擁護するといふことは勿論必要であります。併しこれは一國の政治を司る者といひましては、全国民をやはり考えなくちやならん。大衆に無偏重きを置くは当然でありまじうが、併しながらその以外の国民の福祉も又これ閑却することはできない。大局的から見て何が公共の福祉であるかといふことをその時によつて判断すべきであらうと私は考へております。

○堀眞琴君 まだ十分に私は回答を得たようには思ひません。国民の大半を占めるものが、働く人々であるといふことを御承認になつておられる。併し大局的には国民の自由を保つ、或いはその幸福を願ふといふことが政治家の、政治をする者の責任であるといふお話のようでありますが、抽象的には確かにそうだと思うのです。併し、いづれの時

代でもその国民と呼ばれて来た人の中で、大半を占めるものが、例えば自由の担い手、自由の享有者にして、近代初期の自由の享有者は市民階級だけであつて、いわゆる当時の労働階級はそれが及ばなかつた。併し時代の変遷と共にそれが労働階級にも及んで来たといふことは、これはもう初歩の歴史が教えるところでありまして、何も私がどくどく申すまでもないと思ふのであります。でそのようにいふ時代の時代でも若干の犠牲はあると思ひますが、併し歴史の發展の上から申しますと、例えば自由の享有者の国民の中に占める要素といふものが次第に拡大されて来たといふことは見逃すことができない。而も拡大されて来た新たな要素こそが国民の大半を占めるものであるとするならば、それがそれが新らしい權利の担い手として現われなければならぬものであるといふ工合に考へるのであります。その点について如何お考えですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 勿論国民の大半を占める、要するに大衆に對しての施策といふものを十分考慮するのは當然なことでありまじう。併し國家の政治を行う上においてはすべて広き観点からこれを総合して判断しなければならぬのであります。いづれの階級、或る特別の階級、そういうものに對して特に重点を置いて施策をするといふことはそれは行過ぎではなからうかと思ひます。

○堀眞琴君 その問題はそれくらいにとどめまじう。次に、この破壊活動防止法案を出された理由として現在の情勢を御説明になり、暴力的な破壊活動に對してはこ

れを国民の公共の福祉という建前から取締るべきであるといふお考えであります。併し、そうしてそれに対しまして、その理由としましては、更に占領時代においてはマツカーサー元帥の指令なり或いは覺書なり、その他の指令なり或いはそれに基いたところの政令なりが占領時代には存在してゐた。ところが占領の終了と同時にそういうものがなくなつてしまつた。従つて例の空白状態ができるからして、そこで破壊活動を行うところの団体に対して規制をする必要がある。この法案を出された、こういう御説明をなされてゐるわけでありまじう。ところでこれを率直に見ますと、一体占領時代にいろ／＼な制約が、向う側からの指示なり指令なりで行われ、それに基いて政令が出された。そうして一応占領時代の秩序を保つておつた。それがなくなつたので今度新たに破壊活動防止法案、そればかりではないでありまじう。一連の治安立法が出されたといふことになりまじう。結局占領秩序の継続ではないかといふ疑い一般の人々に与える筋はないか。勿論占領時代の継続ではないとお答えになるだらうと思ひますが、併し實質的に申しますと、やはりそういう点が非常に大きな問題になつて来ると思ふ。私今日資料を持つて来るのを忘れましたが、ルーモンドの丁度五月五日の社説であります。これはメーデーを批判した社説の中にあつたと思ひますが、正確なことはちよつと忘れましたが、こういうことを述べておるのであります。メーデーのあの事件が起つたのは、或いは共産黨のいろ／＼な陰謀や何かあつたかも知れない。併し何よりも大事なことは占領軍が占

領後もなお継続して駐留してゐること並びに吉田政府が反動的な諸立法を行なつてゐるのだといふようなことが、メーデーのあゝいふ事件を勃発せしめた大きな原因であるといふことを述べておるのであります。それからロンドンタイムズの五月の三日か四日頃の社説だと思ひます。東京の騷擾事件といふ題で書かれた文章の最後のところに、これも正確な言葉は、私は何も資料を持つておりませんので忘れましたが、こういうことが書いてある。この騷擾事件によつて我々は一つの教訓を得た。それはどういふことかといふと、占領後もなおアメリカの軍隊が日本に駐留してゐることである。こういう事實についての教訓を得たのであるといふようなことを述べてゐるのであります。従つて率直に何らの精神もなしにこの法案を見ますと、前には占領時代にはいろ／＼の政令や指令によつて占領秩序が保たれた。これがなくなつたからこれが代るのだ。而もその内容は極めて基本的人權に對して制約的な分子を含んでゐる。従つて占領秩序が別

の形において継続するのではないかといふようなことが考へられるのであります。この点に關しまして法務總裁の御意見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今御質問の点につきましては昨日私がはつきり申したのであります。この法案は決して占領後の空白時代を補うために作つたものではない。我々は獨立國家として将来如何にあるべきかといふことを十分考慮した上において、かような暴力的破壊活動を行うような団体に対して規制をしなければ日本の將來の治安といふものは維持はできな

い、又眞の平和民主國家を建設することができない、そういう確信の下にこの法案を提出したのであります。又外國人の批判はいろ／＼ありまじう。ありまじうが、我々は又その見解を大いに異にしてゐるのでありまして、それに対する我々の意見といふものは、この席上で申上げることは差控えますが、見方はいろ／＼ありまじう。が、我々は日本の獨立國家としての將來のあり方を十分考慮して、そうして必要止むを得ざるものとしてこの法案を作成したのであります。繰返して申します。決して占領後の空白時代を補うといふような單純な考へではないのであります。

○堀眞琴君 只今のお話の中に私重大な問題があると思ひます。といふのは、外國の新聞がどのように批評を加えようと、自分たちはそれと見解を異にしてゐる、見解を異にされることは私は差支えないと思ふのです。併し外國の新聞、わけでもロンドン・タイムスであるとか、フランスのル・モンドであるとか、いふような新聞は、世界の新聞界においても代表的な新聞であります。一つはイギリス人の大體輿論を代表するものと見て差支えないと思ひます。他方は又フランスの輿論を代表するものと見て差支えないと思ひます。私新聞を実は整理しておつたのですが、忘れて来たのですが、若し出せ

といふことならば、例えばアメリカのニュー・ヨーク・タイムズに現れてゐる批評、或いはクリスチアン・サイエンス・モニターや、マンチエスター・ガーディアンに現れてゐるような批評といふようなものを抜書してお目に掛けても差支えないと思ひます。併し

第五十二部 法務・労働連合委員会會議録第一号 昭和二十七年五月三十日

これらの批評は外国の新聞であるから、これに我々は耳をかす必要はないというふうなお考えは私はどうかと思ふのであります。先ほど輿論に關して私申し上げましたが、輿論を尊重してこそ本當の民主的な政治家ではないかと私は思ふのであります。いつか私が吉田首相に一般施政方針に対する質問のときに、やはり外国の新聞の批評を引例しまして申し上げたことがあるのであります。そのときも吉田さんは、外国の新聞はどう批評しようとするか、これは自分の関知するところではない、というようなお話をしたのであります。が、併しそれは決して民主的政治、殊に今後独立国家として国際社会に立つて行く場合において、イギリスの代表的な新聞、フランスの代表的な新聞がどのように批評しようとするかは自分たちの關係するところではない、というような態度は、私は民主政治家としてはとるべきではない。木村法務総裁が若し吉田首相の言われるような態度を、やはり同じ關係としてとらなければならぬ、ということであるとすれば、私は重大なことではないか。むしろ法務総裁は民主的な政治家として、吉田さんに、新聞に対する吉田さんの態度は改められたほうがよいという工合に忠告されるのが、本當の民主政治家としての私はあり方ではないかと思ふ。そういう意味におきまして、輿論を無視される態度を私は改められるのが當然ではないかと思ふますが、その点に關して重ねて御発言をお願いしたいと思ふ。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は外国の新聞を無視するということは申し上げません。只今御引用になりましたこの駐留軍の關係であります。メーデーが、日本にアメリカの駐留軍が存在しておるから、それが一部の原因をなしておるのだから、或いは駐留軍が日本においては不必要であるというふうな議論であれば、私はそれと見解を異にしておる、こう申し上げたのです。我々も政治をとる上におきましては、各種の意見というものは十分に尊重して耳を傾けることは當然であります。ただ私は今御引用になりました内容についてはまだ詳細に存じておりませんが、さような御議論であれば我々はその見解を異にしておると申し上げたのであります。

○堀眞琴君 次にお尋ね申し上げたいのは、破壊活動防止法案の對象としていふところの破壊活動というものがなぜ起るかという問題であります。法務総裁のこれまでのお説によりますと、うと、特定の政党が破壊活動を企ててこれを進行し、或いはそういう面があるかと思ふます。併し私の考えるところによりますと、もつと根本的な問題がそこにあるのではないかと。つまり具体的に申しますと、この、國民の生活というものが日に日に苦しくなりつつあるということが根本的な原因ではないかと思ふのであります。成るほど吉田内閣の關係にお尋ねいたしますと、生産の指数は職前に比べて一四〇何%にもなつてい、或いは実質賃金の割合も大体八〇何%になつており、おむね経済に復興しつつあるのだといういつもお話をなさるのであります。併しながら實際に我々この社会の狀態を見ておられるという、決して國民の生活が安定

の方向に向いておるとは考えることができない。殊に二十七年年度の予算、或いは今後の予想されるころの予算の面から見まして、或いは又いろいろの制度の面から見まして、今後の國民生活というものはなにか、容易ではないのではないか。失業者も殖えるであらうし、決して思ふように東南アジア方面への貿易の伸張ということも考えられない。そうなるて来るという、國民生活というものは極度に破壊される。皮肉な表現を用いるならば、破壊活動防止法案を若し適用されるとするならば、第一に吉田内閣ではないか。國民生活は破壊するもの、これは以上の破壊活動はないのではないかと。國民生活は皮肉な表現の場合によつてはできるのではないかと。工合に考えるのであります。で法務総裁としてはこの破壊活動が行われるのは、根本の原因というものをどのようになら考えているか、それを承わりたいと思ふのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 國民の一部にして生活に苦んでおるといふ事實は、私は率直に認めざるを得ないと思ふます。政府においてはさような点について今後とも十分な施策を施したいと考えておるわけですが、併し今堀君の言われたように、國民全体が極度に窮乏しておるとは考えておりません。これはよりよき生活をして行くように十分の施策をとるべきは當然であるかと考えておるわけですが、併しなからさような点においては、これは政府ばかりじゃなく、一般國民においても十分にその点に考慮を払ひ、殊にこの民主政治下においては、国会を通じてそれらの施策の推進を図つて行くべきであらうと、こう私は考えておるものであります。でこの法案の狙いは、繰返して申しますごとく、暴力を以て國家の基本秩序を破壊せんとする団体を規制し、その他の行為を罰する規定を設けるにあるのであります。が、要は根本の事態を十分認識することが必要であらうと考えております。勿論一部において、この國民の生活の窮乏を利用して、そして自分らの政治を暴力を以て推進するという事実もあるわけでありまして、それと同時に根本において或る一種のイデオロギーを以てそれを日本に推進させようというやうな考え方からして、暴力を以て國家の基本秩序を破壊せんとするといふやうなものもあるものであります。いずれの点から見ても、民主政治においては暴力というものは我々は否定せざるを得ない。否定すべきである、と考えております。これは政治の運営、殊に国会を通じての施策を十分に推進させることによつて、初めて民主國家が成立するものであるとこう考えます。

○堀眞琴君 只今の御意見ですと、特定の団体が破壊活動をするので、この法案が必要だ、こういう工合の御説明のように聽えたのであります。が、私のお尋ねしているのは、一体國民生活というものの安定というところ、根本的な問題はないではないだろうか。國民生活が安定しなければ常にかういふ問題はあとから起つて来るのではないかと。工合に考えられるのではないかと。工合に考えられる。若しそうとするならば幾ら取締法を作つてこれを取締つてみたところで、國民生活が安定しなくては到底十分な情勢の下においては、あなたのお

つしやるところの破壊活動を営むやうな団体の発生というところはこれは避けられないと思ふ。そういうことになりまうというところ、結局暴力を以てこれを取締り、更にその暴力を倍加して行くために、権力と権力、力と力との対立となりまして、私は却つて破壊活動の中でも一番恐ろしい革命とか、或いは内乱とかいふやうなものを、この法案そのものから誘発する結果になりませんかというのを私は恐れるのであります。そういう意味において、一体破壊活動のものと、本来の原因はどこにあるかというのを尋ねたいと思ふ。願ひたいのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 勿論國民の生活上の不安は一掃しなくてはならぬのであります。併しながら國民の不安の、生活上の不安なきときにおいても、暴力を以て自己の意思を推進しようといふやうな団体が、これまでなかなかたつたのではないのです。歴史においてはあるものであります。現実において日本にもあつたことは御承知であらうと。併し、根本的に國民の生活の安定、この必要なることは言を待たないのであります。併しこの國民の生活の安定と同時に、我々は國民の治安を、國家の治安を守つて行くことは急務であらうと考えております。両々相待つて初めて私は日本の民主政治というものはここに全きを得るのではないだろうか、こう考えております。

○堀眞琴君 最後にもう一度その点を念を押しておきますが、そうすると法務総裁は、具体的に言うに共産党であります。共産党が破壊活動をするの

だ、こういうお考えですか。その点を……。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は共産党とのみは申しません。その団体は如何なる団体であらうとも、この法案によつてその対象になるべきだと思ひます。勿論現下の事態においてさうな危険分子が存在しておるということは事実であります。それが右たる左たるを問はず、いやしくも日本の国家治安を案さんとするような団体に対しては、この法案によつて規制すべきであらうと考えております。

○堀江肇君 私がお尋ねしているのは、なぜ破壊活動を起こすかということです。共産党といえども、例えば自分たちの主張するような政策なり、或いは綱領なりが、何ほどか民主主義の政治を通じて実現されるならば、又国民生活が、主として国民生活の安定というところが一番問題になると思ひますが、それが安定しているならば、それがあなたの御心配になるようなことはないのではなからうか。現にイギリスや、アメリカを御覧なさい。共産党の勢力はないじやありませんか。なぜないか。これはいろいろ御議論があると思ひますけれども、私はやはり国民生活の安定、特に社会保障制度というものが完備しているというところに、私は一つの理由があると思ひます。そういうことを考慮しないので、徒らに取締り、取締りといふことで臨まれるといふことは、結局現在の制度の破壊といふことを誘発される原因に私はなつて来るだろうといふことを恐れる。それでお尋ねしているわけなんです。その点について御所見を伺つて私の今日の質問は終ることにいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々はこの組織の取締りのみを以て、この国家の治安を守らうとするのではないのであります。これはあなたの仰せになるように、国民の生活を安定せしめる、この面において、大きな期待を持つておるのであります。併しながら現下の情勢におきましては、或るイデオロギーを持つて、日本の基本的根本政治組織を破壊しようとするような意図を持つておる者があることは事実なんです。それらの点を考慮いたしまして、我々は民主政治を守る建前においてこの法案を作成したのであります。決して個人的の人權を無視したりするようないふことのないような建前をとつて、ただ、国家の基本秩序を破壊するやうな、そういう暴力団体を規制するといふに過ぎないのであるといふことを重ねて申し上げます。

○委員(小野義夫君) 次は重盛君に發言を許します。

○重盛治君 私はこの法律は日本の今の現状では、一言にして言いますならば、出す必要がないと思ひます。今まで配られたいろいろ資料によりまして、又公聴会等を通じましてこの一般国民の意見等を聞きまして、今の日本の現状ではこれを提出する必要がないのではないかと。従つて政府の良心的な撤回を望むという建前に立つものでござりますので、そういう建前からの法案を見ます場合、何かこの法案を出すこの動機が、政府自体が非常にいわゆる目に見えない影響におびえて、そうしてこれを作つていふのではないかと。若しそうでない、そうでないといふことであるならば、こゝういふ目に見えない影を一つ取締るのだといふことに便乗して、率直に言うならば、反対の彈圧のために、政治的効果を狙つて作つた法案ではないかといふふうに考えられる。そういう意味からいいますならば、憲法に保障する言論、集会、結社、出版のすべての自由を制限するものであつて、今までの自由で議論の中で当然言ひ尽されたことであり、多くの参考人等の意見等の具申もあることでありますので、この際法務総裁としてはこれをこの多くの公聴人等の公述に基いて、一体修正をする考え方があつたか。もつとできれば國民を信頼して一遍一つ撤回するといふような御決意があるかどうか、先ずその一点からお伺ひして見たいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) その点については、申し上げたのであります。我々にはこれはどうしても日本の現下の情勢に鑑みまして、必要欠くべからざるものと考へております。撤回の意思はありません。

○重盛治君 これは、私の意見に今のやうに非常に簡単な答弁で、要領を得ない簡単な答弁であります。これも私の言うことだけに答弁を願ひたいのですが、これは私はやはり日本の国民性といふものをもう少し政府全体、特に法務総裁に知つて頂かなければならぬ。もつと率直に言うならば、信用してもらわなければならぬ。信用的といふことは、日本の国民性といふものが、私が申し上げるまでもなく、法律で拘束して、縛つてものをやらせるといふことではなからうか。動かん。それうしてこの枠にはまらずに来ないのです。言い換へれば、叩けば反撥するといふ性格を持つておる。それを逆に本

当に信頼して協力を求める。而もそのことがただ表面的な言葉だけでなく、民族のなつての感覚に立つて日本の再建といふ大きな大義名分の、且つ方針によつて、日本再建のために国内の治安はこうしてもらなければならぬ、一つ御協力を願ひたいといふやうな態度が明確に打出されるならば、決して内乱も起らんし、若し起つたと仮定いたしましても、そうした民主的な勢力によつてこれは抑圧されて、法務總裁のお考えになるやうな心配は毫末も私はないと、かように考へておりますが、日本の國民は私の言うやうな角度では信頼できないのであります。どうか、一つ法務總裁の御所見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 重盛委員の仰せになりました國民を信頼せよ、誠に御尤もであります。國民を信頼し、又國民から信頼されなければ、一國の政治といふものは円満に行われないう、こゝろ考へております。私はこの法案を作成するに當つて、決して國民を信頼しないわけではありません。大いに國民の力によつてかような破壊的な行動を未然に防ぐといふことを期待しておるのであります。併しながらつづきに現下の情勢を考へてみますと、なかなかさうは参らぬのであります。政府におきましても相當の手を打つ必要があるといふことを慎重に考慮いたしましてこの法案を作成したのであります。

○重盛治君 そうすると、まあ一部は信頼もできるが大部分信頼できないのがおるから、幾ら國民の大部分が反對しても、これは作らなければならぬのだ、こゝろ解釈してよろしうございませぬ。それでさういふ意味からまあ一つその御答弁があいまいであるように、この法文全部に亘つて私は非常にあいまいであり、巧妙な文字が使つてあると思ふのですが、時間がありませぬから二、三の例を挙げて御質問申し上げますが、第一条にこの法律の目的として「破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。」といふことになつておるが、こゝういふ場合公安審査委員会、公安調査官及び末端機関の人權侵害に對してこれはもう今まで質問がたゞさんあつたことと存じます。が、どういふ処罰をするのか、單なる従来のやうな訓示規定とかいふやうなことは、法の内容から言つて不公平であるし、又こゝういふ点から行きますと、訓示するにとどめるといふことであります。過去の経験から見て人權の保障とはなり得ない。いゝゆる弾圧法規になつて来るといふやうに考へられますが、この点一つお願いいたします。

○政府委員(吉河光貴君) お答えいたします。この法案に規定する公安調査官がその権限を濫用いたしまして、國民個人に義務のないやうなことを行はせたり、或いは行ふべき權利を妨害したやうな場合におきましては、これは公務員の職權濫用が成立するのであります。當然刑法百九十三條の罰則に觸れる行為であらうと考へます。これらの行為があらうした場合におきましては、檢察官、警察等におきましても捜査を發動する建前になつております。又この法案第二条に掲げられるやうな基準を逸脱するやうな濫用行為が行わ

れました場合におきましては、国家公務員の懲戒に関する制度もございまして、懲戒の処分を受けざるを得ない、かように考へておる次第であります。

○重盛壽治君 次に三条になります。三条の団体とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体である、こう書いてあるのではありませんか、このようにあるならば、私は却つて拡張解釈をせられる、幅の広い解釈をせられる可能性を暗示するものであるように考へるが、特定という文字の解釈は当局の主観によつてどういふふうなふうにも左右される。私はこの文字一つからでも治安維持法の再現の危険性が非常に濃いのと思う。例えば例をとりますならば、労働組合において一つの決議をする、そしてそれをデモンストレーションを起して政府に迫る、或いは政府打倒というような大会の決議、これはやはり決議ですから、労働組合がすぐこれで実行して大会決議を実現して政府が打倒できるということではないのだ、そういうことのためのデモンストレーションを起して国会などへやつて来る、或いはこういう場合に警官隊が阻止して、その阻止……、警備隊を突破した、或いは組合の会合に調査官が来たときにこれを拒否した、そういうような場合に第三条のイとか、或いはニ、リに該当するかどうか、仮に該当しないとしても、調査を第二条二項の二によつてする必要があるのかどうか、又先ほど言つたように調査を拒否した場合に当局はどういうふうな態度をとるつもりか、こういう点をちよつと聞かして頂きたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) この法案第三條第二項に規定いたしました団体の定義は、団体の社会的な実態に着眼いたしまして、これを規定したものでございまして、今日いふような法律におきまして団体という言葉が非常に多数使われておるのであります。大体その社会的実態に基きまして、団体とは何かという場合におきましては、ここに定義したと大体同様な定義が下されておるのであります。でこれを要するに団体とは単純な個人の集りではない、群衆ではない。又一時的な集会ではない。少くとも多数の個人がその社会活動、いふ／＼な社会的な活動を遂行されるにつかまして、その共同の目的を達成するために結合されまして、そこに個人とは離れた団体の意思というものを決定いたしました、この意思に基いて役員なり、構成員のかたがその意思実現のためにいふ／＼な行為を行ふ。かような行為が団体の行為と認められる。かような建前になつておるのでございまして、たゞ／＼団体の構成員が、団体の意思決定とは関係なく、いろいろのことをおやりになつても、それは団体の活動ではない。それは全然団体の活動とは認められないと、かように考へておるわけでございます。従いまして団体が単にデモンストレーションという大衆行動をやろうというところ、構成員なり、役員のかたがそういう行動に出る。そういう場合に、たまたま構成員、役員のかたにおかれまして、間違ひを起したという場合には、それは団体の活動とは認められない。やはり団体がそういう犯罪行為をやる、という意思決定がなければ認め

ない。その意思決定に基いて役員なり、構成員が行動を起した場合には、これは団体の活動と認められる。かような意味に解しておる次第でございます。

○重盛壽治君 そうすると、例えば労働組合がデモンストレーションをやつた。その中に一部の左翼分子がおつた、そしてその者が特別な行動をやつたというふうな場合には、その場合、その労働組合は規制団体の対象にならないという解釈ですね。

○政府委員(吉河光貞君) さうでございます。

○重盛壽治君 そうすると、まあ似たようなことで何度か皆が聞いておるのですが、第三条の罰則の規定ですが、これも非常に概念的に言つて不明瞭なものであつて、罰則というものが、判然たる目的を持つ場合と持つていない場合、特に意図を持つていないものが多いのであります。政府はこういう点に對してどういふ考へを持っておるか。単なる罰則を或る目的や、そして政党内結び付けるというところは、審査官とか警察官の恣意的な認定、いわゆる手柄を立てようというふうなことを、例えば一つあるこの大会でどういふことを決定しておるが、見て来よう。實際見た内容では、何ら報告すべきものがないが、折角来たものだから何かおみやげを持つて行かなければならぬ。これはあり得ることなんですか。常に又従来もやられておつたことなんです。そういうふうなこの規定に對する保障というか、それはどういふふうに考へておられますか。御答弁を願ひたい。

○政府委員(岡原昌男君) 罰則の範囲につきましては、当委員会におきましてもしつ／＼御発言がありましたこと、御説明申上げておるのでございまして、その内容もいたしまして、ここに掲げておるような特定の犯罪の罰則であるということが必要でございまして、従いまして単にまあわかりやすい言葉で言う、やれ／＼、大いにやれ、しつ／＼やれといふような、いわゆる俗にいう罰則と申すものは入らないのでございまして。ここに掲げるような特定の犯罪行為を内容とする、さうな犯罪行為をやれと言ふことを罰動と申すのでございまして。従いまして、その具体的に只今おつしやつたような場合におきましては、単に言葉尻をつかまえて行動に移るというふうなことはあり得ないのでございまして。

○重盛壽治君 私も極く不馴れなものだから、三十分と言つておきまして、質問する時間が三十分であつて、答弁の時間まで入れたら三十分といふことではないので、若干長くなるかも知れませんが、お断りいたしておきます。

○委員(小野義夫君) どうぞ御遠慮なく。

○重盛壽治君 十四條の三項だと思つたが、新聞記者、そういうふうな関係者が「手続を傍聴することができ」としてありますが、この手続といふことは、この法令に盛り込まれた、三章等に盛り込まれた一切の手続、それから報道、こういうものを全部を新聞記者ならば行つて見てもよろしいといふ、こういうふうな書いておいてよろしいかどうか。それから十四條における立会人五人の規定は一体どういふ理由を以て五人と制限したのか。司法裁

判所においてさへ、私が申上げるまでもなく、公開審理の原則が保障されておるのに、行政処分のような、而も政治的な色彩の濃い、規定の濫用の恐れがある、こういう行政機関の審理が、公開を排除したというふうなことは、これは何といつても憲法違反だ、この点に對してお答えを願ひたい。

○政府委員(岡原昌男君) 第十四條の第三項の傍聴する手続、手続の内容でありまして、これは第十條以下に定めてあります。が、これは公安調査庁の審理官が行う審理の手続でありまして、公安調査局長官は、長官が団体に対して規制の処分をする必要がある、その委員会に対して請求をしようと思ふときには、審理官に命じまして当該団体から意見、弁解を十分に聞きまして、そして団体側の有利な証拠は全部提出し得るといふシステムを十條以下に規定しておるわけでございます。その手続を新聞記者は傍聴し得る、かようなことに相成つております。

次に、十四條の第一項に、五人以内の立会人と、五人というふうに數をここに限つてあるの、ございまして、これはこの五人は当該団体側から選任するものでありまして、手続全体として公正を保ちたい、かような観点から、当該団体側からかような五人の選任をする。そしてこれに第三項におきまして新聞記者のかた／＼の傍聴を得たならば、手続の公正は十分に保障ができるのだ、かように考へて、この規定を設けた次第でございまして。

○重盛壽治君 そうすると、大体新聞記者はあらゆる場合に傍聴できると、こういうふうな解釈していいですね。

○政府委員(関之君) この第三章におきまして、破壊的団体の規制の手續といふのが第三章に規定してあるわけでございます。これは今申上げたように、長官が規制の処分を委員会に請求しようと思ひましたならば、その事前の措置といひまして、団体側に一切の手持ちの証拠を見せたり、或いは団体側から一切の有利な証拠を提出して来る。十分なる手續を講ずるのであります。その一切の手續を傍聴することができるといふことになるわけでございます。

○重盛壽治君 そうしますと、この十五條に、あなたの言われたようなことは十三條に言われておつて、十三條で審理官に対して事実の意見を述べ、有利な証拠を提出することができるといふことになっておると、こういうふうになつておりますね。十五條の規定は、審理官が不必要と認める証拠は取調べることを要しないといふことが規定されておりますが、従つて審理官の考え方如何によつては、十三條で五人のあれが出て来たり、そして實際有利な意見を述べようとしても、その有利の……、私非常にひがんだ見方をするかも知れませんが、意見を述べることによつて、審理官が困るような場合も出て来るのじやないか。そういうことでなく、本當に述べようとしても、もうそれを聞く必要がないといふことで抑えようとするは抑えることができるわけですか。折角十三條で十分に意見を述べることができると書いたならば、殊更十五條に、不必要と認めた証拠は取調べることを要しないといふような字句を入れる必要がないように考えるので、従つて十五條などは、私の考え方

は素人的な考えですが、こういう条文は削除してしまつてもいいのじやないかと考えますが、この点どうですか。

○政府委員(関之君) お尋ねのこの十五條につきましては、これは立法の形式的な例といひましては、民事訴訟法二百五十九條に同様な規定が書いてあるわけでございます。これは要するに訴訟の進行方法を適正合理化するといふ趣旨から出てゐるものと私も考へてゐるわけでありまして、そこで当初におきましては「審理官が不必要と認めるものは」といふふうになつておつたのであります。これは衆議院におきまして、「不必要なもの」といふふうに変更したものであります。そこでその条文から見ますと、審理官が自由勝手に、何でもできるといふふうなふうにお考えになるようなふうな誤解を招くことがあるのであります。併し内容におきましては、すでに民事訴訟法などの規定から明らかなのであります。次の場合もこの場合であるといふふうには私は考へておるわけでございます。第一には立証の趣旨が全く不明なもの。何を立証しているか全然不明なもの。二つには事件と全く関連性がないもの。又三つには審理を遅延させるために提出したもの。かようなものがこの必要のものに該当するものと考えておるわけでございます。

なお説明を補足いたしますが、十六條におきまして調書を作成するわけですが、そこですべてのそれらの経過は全部この調書に明らかにしなす。それが委員会において審査の対象となるのであります。そういう意味

におきまして、聞から聞に弄られるといふことは全然ないのであります。すべて調書に明らかにしなす。委員会におきましてそれが審査されることになりなす。勝手なことではできないことは申すまでもないのであります。

○重盛壽治君 これはまあ立法の一つの方法だといふことになればさういふことも知れませんが、今あなたの述べたようなこととありますならば、少くとも審理官といふのが常識的に考へて、さういふものはこれに關係がない、調べる必要がないといふても足りることであつて、逆用されるような条文は、もう少し考へ直して頂く必要はありはしないか。これは私の意見であります。それが、申上げておきます。

それから次に、これは午前中に菊川さんからも、その他の人からも質問があつたと思ひますが、団体活動の制限、或いは解散を受けた団体が、構成員が変つた場合でも復活できるかといふことは、例へば、必ずしも正常なる手續によつて、はつきりこれは解散すべき団体だといふ場合はあり得ない。さういふことのみでなくて、間違つた認定をされる場合があるわけですね。それで解散を受ける。併し解散を受けた団体の中の構成員は、その極端な例を言うならば、その団体の主謀者が共産黨員なら共産黨員であつた。これがこの団体を牛耳つて行くのなら、これは不都合だから解散を命じた。ところが下部組織が残つて、次に責任を持つた者が、さういふ色づけがされておらず、而も破壊的な考え方を持たない者が、例へばこの法律から言つても、日本民族といふ良心的な考え方から言つ

て、この法律には抵触しない。それだから我々はやはり同じ名前前で団体を作ろう、もつと突込んで言うならば、労働組合、私の知つておるところでは東京交通労働組合、これに解散を命じたとする。併し一部の分子が変つたばかりでなく、内容も変へ、さうして責任者も変へて、今私が申上げたような形にして、組織を更に作つて来たといふ場合に、どういふ判定を下しなすようか。それで私もは當然さういふような場合に、これはもう復活してよろしい。勿論一方でこの場合裁判するとか何とかいふことが起きて来なすようか、その裁判といふと、午前中の菊川君の議論のやうに、一年も二年もかかる。それに金を使つておるということになると、その金だけでも組合が潰れてしまふ。併し労働組合に若しこれを当てはめるとすれば、今日労働組合の解散を命ぜられたとしても、明日は、その労働組合は、その分子を、二部分を一応除去して、新しいものをやつて行かなければならぬ。こういう場合にこの条文を当てはめられる場合には、どういふやうにこの条文を当はめられますか。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問のやうな場合でございますれば、大体解散といふのは、最後のぎりぎりの措置でありまして、大体におきましては第四條の処分で賄つて行きたいといふのが、この規定の立て方になつております。で或る団体につきまして極く少数の幹部が極めて危険な活動をやつておりました。これらの幹部のかたが、団体の活動として破壊活動をおやりになつて、どうしてもそれは団体の活動と認められるといふやうな場合におきま

しては、第四條の処分によりましてその幹部のかたが、排除されるということだけでとどまるのでありまして、その余の団体は存続するわけでありなす。さういふやうな、只今仰せのやうな団体でございますね。一般の大家は極めて温厚な方々で、極く少数の危険分子が牛耳つておる。これが団体を引きずり廻す、さういふやうなものにつきまして、第四條の処分だけで、十分にその危険性が防止できるといふやうな場合におきましては、大体第四條の処分をする必要は、よほどさういふ場合に限りまして、よほどぎりぎり迫つた最後の場合である、その解散の理由も絞つてあるといふやうなわけでございます。

○重盛壽治君 いま一つ、二つです。三十三條の關係人といふことはどういふ意味か、例へば關係人がその身分証明の呈示を求めた場合には、關係人が東大のやうな場合に學生が、あんなは一体何だ、身分証明を見せろと言つた場合に、見せ得るかどうか。或いは労働組合に入らうといふやうなときに、組合の幹部でない組合員が、身分証明を求めたといふやうな場合に、この關係人といふことになるかならんか。これは又いつにでもありますが、二十六條に、公安調査官は、必要な調査をすることができ、といふのであります。けれども、この必要な調査といふことを、勿論先に労働組合等をおびやかすものでないといふことは規定されております。さういふことは、當然この法律がでますれば、労働組合等は、先ほど冒頭申上げたやうな、あの労働組合は何をやつておるか、一つ行つて見て

来いという様な軽い命令が出てのこのやつて来ると、こう思うのです。が、そういうときに、労働組合にやつぱり本当にやつて来るのかどうか。それから労働組合に若し来た場合には、第二条に抵触するのかもしれないのか、第二条で組合運動を妨げるものでないこととは明確にされておりますけれども、こういう点も少し明確な、一つ御答弁をお願いしたいのであります。

○政府委員(吉河光貞君) 先ずお尋ねの第三十三条の關係人の範圍についてお答えいたします。これは「職務を行うに当つて」ということに相成つておりますからして、二十六条あたりによりまして「調査をする」、これは全く任意の調査であります。その調査に當つてのそれに關係になるかた、ということにやはり相成るわけでございます。次にお尋ねの、あの労働組合に行つて調べて来いというような場合のことでありまして、この調査は勿論第二条が頭に被つておるわけでありまして、規制のための調査は、すべて前条に規定する目的を達成するために必要且つ相當な限度においてのみこれを行うべきでありまして、それを逸脱して、何ら容疑のないところへ以て来て、行つて来いというようなことは考えられないところのものであります。そしてこの二十六条は、もとより全く自由な調査でありますからして、仮に公安調査庁の調査官が団体に参りまして、いろいろなことをお尋ねする場合には、相手方団体におきまして、断ることは、これは自由でありまして、困る、お帰り下さいと言へば、それはもうそれ以上のことは調査官はできないのであります。

○重盛壽治君 聞き漏しましたが、そのうすると身分証明書は誰にでも見せるというのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 公安調査官が道路を通行してござりまして、一般の通行人が、お、お前見せる、ということとはできないのです。

○重盛壽治君 それでは大体わかりました。最後に三十六条に「法務府令」ということがありますが、あとで一体できるわけですか。

○政府委員(吉河光貞君) 勿論法務府令が公布制定されましたらば御参考にならうと思つておられます。

○重盛壽治君 この法律を完全に木村法務總裁が考えておられるような形で国内全部に施行するという場合の費用は一体どのくらい要しますかお答え願います。

○國務大臣(木村篤太郎君) まだその点についての詳細な何はないのであります。……検討いたしましたし……

○重盛壽治君 大体でよろしうござります。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。まだ予算の金額はきまつておりませんが、大体経常費は四億程度のものを頂戴したいと考えております。これに建物、設備その他今年限りの諸設備費がござりますが、この金額はまだきまつておりません。

○重盛壽治君 大変長い時間を有難うござりました。それでは質問を打ち切ります。……私、私は冒頭申し上げたように、私どもは關係が違ひますので、あと逐条審議その他いろいろに参画して頂くことはできなかつたと思ひますから、この際法務總裁にお願いいたします。

ておきますが、我々はただ反対のために反対するのではなくて、国民が本當にこの法案に対しては非常な不安な目を以て見ておられますので、冒頭申し上げましたように国民をもう少し信頼して頂き、もつと率直に言ひますならば、日本の国内の全部が吉田さんや木村さんの思ふようになるといふようなことは、なかつた。今の世では考えられないし、そういう御感覚ではないと思ひますが、ややもすれば政府が断絶するといふようなことにもなり得ますし、これは余り修正もされずに通つたといふことになり得ます。衆参両院議員は一体何をしておるか、言ひ換へますと國會の權威にも關係して来るのではなかつたらうかと私は考えますので、十分そうした政治的な面も御考慮の上で、一つ御決定をお願いしたいことをお願いして私の質問を終ります。

○菊川孝夫君 関連して一言……午前中にも私お尋ねしたのであります。本日五・三〇記念日というので、今日の新聞でも大分大々的な計画があるやうで、六時頃になつて参るとどうも危険だといふやうに、あの新聞だけを讀んで見ますと、ほん／＼で事件が起きるかも知れないといふやうなことが案じられておるのではありませんか、その後入りました、……特審局長にお尋ねしたいと思ふのであります。今日はどういふ処置を、国民にも余りさういふところへ一般の人たちは近寄らんやうにと、何か警戒の処置をとられておるのか。ただ単にそれが起るかも知れないといふ想定の下にあらかじめ禁止の処置を、集會の禁止を出されておるのか。これらの点についてわかつておられますれば、今晚のことでありましてからお聞かせ願ひたいと思ひます。その後の情勢等についてわかつておる範圍に、差支えない範圍においてお聞かせ願ひたい、非常に又ほう／＼で警官と學生とのなぐり合いが起るというやうなことが繰返されて、而も東京のどまん中でさういふことが繰返されては困ると思ひます。わかつておる範圍、それにこれに対して一般の國民が余り近寄つて参添えを受けるという危険があるのです、その点を。

○委員(小野義夫君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(小野義夫君) 速記をつけ

○伊藤修君 只今の重盛君の質問の最後の点について、吉河さんが三十六条によるところの法務府令は公布してから参考資料にしてお出しする、こゝういふ御答弁ですが、それは私に対する昨日の要求に対しての御答弁か、或いは重盛さんだからさういふ御答弁をなさつたのですか、どういふ御解釈ですか。はつきりして頂きたい。私の言うのは本案審議に際しまして、この法律がどういふやうに運用されるかといふためにあらかじめ知りたから御提出を願ひたい、発布されてから出されたつて役に立たないですから、それは御訂正願つておきたいのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは申し上げようと思つておつたのです。今重盛さんに何したの、無確な決定した法務府令はお手許へ差上げる、それまで、それを成案を得るまでの過程において、これは相当日数が経ちましたから、大体の要綱は作つて、さうして自由にお検討願へるやうに御参考にお示しをするといふことは考えております。

○伊藤修君 先ほどちよつと堀君からも要求しておきましたが、御承知の通り参議院におきましては、つとに基本人權の保障については関心を持つております。先ほど堀君の言うやうな無辜な人をいやくも逮捕した、さういふ悪い事例があつたとすれば、これは糾明しなかつたらんとするが、一体さういふことが事実かどうかといふことを一応伺つておきたいと思ひます。

○吉田法晴君 それから先ほどの関次長のお言葉の中に容疑という言葉がありました。調査官の活動の中に、容疑のある者について云々といふお話がございました。これは恐らく失言であらうと思ふのですが、不用意に出した言葉であるかと思ひますけれども、これは重盛君の質問の調子に應じてだと思ふのであります。……甚だどうも私ども聞いておつて、先ほどの法務府令の問題もありまして、何と申しますか、不用意に御答弁になつておつたように思ひますが、その点は一つお取消しなり或いは御釈明をお願いしたいと思います。

○政府委員(吉河光貞君) 私実は閣下府委員の発言をよく記憶してないのでございますけれども、刑事訴訟法におきましては犯罪の捜査は、犯罪ありと思ふべき理由がある場合に捜査が發動するのであります。これが任意の捜査にあつた原則といたしまして、又強制捜査権が發動される場合には特別な理由がこれに伴つて来なければなりません。公安調査官は何も疑ひもないのに、やたらめつたに人に疑ひ

を想定いたしましたして調査するのではないのでありまして、やはり捜査と同じように、調査する必要がある場合、特に疑うべき理由のある場合に調査をしまして、その調査につきましていろいろな場所、ところ、人等につきまして調査しますが、それはやはり必要且つ相当の限度で行われなければならぬ、かような意味だろうと考えております。

○吉田法晴君　そうするとこれは関連しますけれども、必要な限度というところを容疑という言葉で言われたと、こういう意味でありますか。そうすると調査官の活動の中には容疑という概念と申しますか、事柄が入るのであるかどうか、その点を一つもう一遍御答弁願いたい。

○政府委員(関之君)　この第二十六条において公安調査庁の調査官が行う調査は規制のために必要な証拠資料を集める、簡単に言えばそういうことに相成るわけであります。そこで規制は四条、六条によりまして暴力主義的な破壊活動を行なつた団体が継続又は反復して破壊活動を行うということ、そういうことが一応の調査の対象になるわけであります。やはりこれはそういう疑いがありますれば、これは公安調査庁の調査官は調査しなければならぬわけであります。そういうような意味合いにおきまして言葉は或いは容疑と申上げたかは知りませんが、申上げたのであります。御了解をお願いしたいと思います。

○委員長(小野義夫君)　本日はこれで散会いたします。

午後四時四十二分散会

昭和二十七年六月二十三日印刷

昭和二十七年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所